第７号様式（第５条関係）



令和　６年　４月２６日

（あて先）浜松市議会議長

会　派　名　浜松市議会 創造浜松

報告者

代表者氏名　会長　遠山　将吾 [redacted]

政務活動費収支報告書

浜松市議会政務活動費の交付に関する条例第９条の規定により別紙のとおり令和５年度５月～３月分政務活動費の収支報告をいたします。

別紙

会派名　　浜松市議会創造浜松

令和　5　年度

1　収　　入

政務活動費　　8,250,024 円　　（ただし、預金利息　24 円を含む）

2　支　　出　　（ただし、返還金

項　目	金　額（円）	備　考
調査研究費	1,652,514	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研修費	12,444	市内近接地旅費等
広報費	3,474,084	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広聴費	0	市内・近接地旅費等
要請・陳情活動費	1,813	市内・近接地旅費等
会議費	33,004	市内・近接地旅費等
資料作成費	293,322	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資料購入費	124,700	資料等購入経費
人件費	1,760,557	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、労働保険料等）
事務所費	133,606	会派控室管理経費等
合計	7,486,044	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3　残　　額　　763,980 円

別紙

会派名　　浜松市議会創造浜松

令和　5　年度（前期）

1　収　　入

政務活動費　　3,750,012 円　　（ただし、預金利息　12 円を含む）

2　支　　出

項　目	金　額（円）	備　考
調査研究費	918,858	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研修費	6,746	市内近接地旅費
広報費	1,811,832	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広聴費	0	
要請・陳情活動費	0	
会議費	10,804	市内・近接地旅費
資料作成費	88,117	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資料購入費	56,300	資料等購入経費
人件費	806,827	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、労働保険料等）
事務所費	71,150	会派控室管理経費等
合計	3,770,634	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3　残　　額　　△ 20,622 円

別紙

会派名　　浜松市議会創造浜松

令和　5　年度（後期）

1　収　　入

政務活動費　　4,479,390 円　　（ただし、預金利息　24 円を含む）

（内訳）

政務活動費（前期からの繰越分）　　△ 20,622 円　　（ただし、預金利息　12 円を含む）

政務活動費（後期分）　　4,500,012 円　　（ただし、預金利息　12 円を含む）

2　支　　出

項　目	金　額（円）	備　考
調査研究費	733,656	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研修費	5,698	市内近接地旅費等
広報費	1,662,252	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広聴費	0	市内・近接地旅費等
要請・陳情活動費	1,813	市内・近接地旅費等
会議費	22,200	市内・近接地旅費等
資料作成費	205,205	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資料購入費	68,400	資料等購入経費
人件費	953,730	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、労働保険料等）
事務所費	62,456	会派控室管理経費等
合計	3,715,410	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3　残　　額　　763,980 円

決算利息のお知らせ

令和 5年 9月20日

お名前
浜松市議会創造浜松
会長　　遠山　将吾　　様

科目
口座番号 [redacted]
計算期間　令和 5年 3月12日から
　　令和 5年 9月 9日まで

決算前残高	402,050 円
決算預金利息	13 円
利子税	1 円
(内国税	1 円)
(内地方税	0 円)
差引支払利息	12 円
決算後残高	402,062 円

浜 松 い わ た 信用金庫 [redacted]

LPA4

決算利息のお知らせ

令和 6年 3月19日

お名前
浜松市議会創造浜松
会長　　遠山　将吾　　様

科目
口座番号 [redacted]
計算期間　令和 5年 9月10日から
　　令和 6年 3月 9日まで

決算前残高	938,239 円
決算預金利息	14 円
利子税	2 円
(内国税	2 円)
(内地方税	0 円)
差引支払利息	12 円
決算後残高	938,251 円

浜 松 い わ た 信用金庫 [redacted]

LPA4

令和5年度　政務活動費（金銭出納帳）前期分

月	日	費　目	摘　　要	収入金額	支払金額	差引残高
5	11	事務所費	コピー用紙		5,280	-5,280
	22	資料購入費	新聞代		11,050	-16,330
	24	政務活動費	議員政務活動費	3,750,000		3,733,670
	31	人件費	会派雇用職員給料（5月分）		98,800	3,634,870
	31	事務所費	コピー機リース料5月分		2,167	3,632,703
6	1	調査研究費	市内及び近接地旅費（5月分）		14,504	3,618,199
	1	研修費	市内及び近接地旅費（5月分）		2,306	3,615,893
	6	資料作成費	コピー代		11,821	3,604,072
	7	事務所費	コピー機年間リース料		26,004	3,578,068
	22	資料購入費	新聞代		11,050	3,567,018
	23	人件費	労働保険料		6,927	3,560,091
	26	事務所費	インターネット使用料（5月分）浜松ケーブル		5,500	3,554,591
	30	調査研究費	7/10～12会派視察交通費（茨城、千葉、岩手）		220,800	3,333,791
	30	調査研究費	7/10～12会派視察日当5名分（茨城、千葉、岩手）		22,500	3,311,291
	30	調査研究費	7/10～12会派視察宿泊費（茨城、千葉、岩手）		148,000	3,163,291
	30	調査研究費	7/10～12会派視察高速バス代（茨城、千葉、岩手）		6,900	3,156,391
	30	人件費	会派雇用職員給料（6月分）		113,200	3,043,191
7	4	資料作成費	コピー代		15,198	3,027,993
	5	調査研究費	市内及び近接地旅費（6月分）		20,017	3,007,976
	14	調査研究費	7/10～12会派視察タクシー代（茨城、千葉、岩手）		11,050	2,996,926
	21	資料購入費	新聞代		11,400	2,985,526
	24	調査研究費	8/1～2個人視察交通費（北海道）		179,440	2,806,086
	24	調査研究費	8/1～2個人視察宿泊費（北海道）		29,600	2,776,486
	24	調査研究費	8/1～2個人視察日当2名分（北海道）		6,000	2,770,486
	26	事務所費	インターネット使用料（6月分）浜松ケーブル		5,500	2,764,986
	31	人件費	会派雇用職員給料（7月分）[redacted]		104,200	2,660,786
	31	人件費	会派雇用職員給料（7月分）[redacted]		88,000	2,572,786
8	2	資料作成費	コピー代		11,653	2,561,133
	10	調査研究費	8/1～2個人視察ガソリン、駐車場代（北海道）		3,573	2,557,560
	18	調査研究費	8/29～30個人視察交通費（山形、横浜）		145,000	2,412,560
	18	調査研究費	8/29～30個人視察宿泊費（山形、横浜）		59,200	2,353,360
	18	調査研究費	8/29～30個人視察日当4名分（山形、横浜）		12,000	2,341,360
	18	広報費	創造浜松だより折込代		40,425	2,300,935
	18	広報費	創造浜松だより折込代振込手数料		110	2,300,825
	18	広報費	創造浜松だより折込代		4,125	2,296,700
	18	広報費	創造浜松だより折込代振込手数料		110	2,296,590
	18	資料購入費	新聞代		11,400	2,285,190
	24	広報費	創造浜松だよりポスティング代		73,645	2,211,545
	24	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		330	2,211,215
	28	事務所費	インターネット使用料（7月分）浜松ケーブル		5,500	2,205,715
	31	資料作成費	封筒印刷代		36,300	2,169,415
	31	資料作成費	封筒印刷代振込手数料		110	2,169,305
	31	人件費	会派雇用職員給料（8月分）[redacted]		112,600	2,056,705
	31	人件費	会派雇用職員給料（8月分）[redacted]		95,500	1,961,205
9	1	調査研究費	8/29～30個人視察タクシー代（山形、横浜）		6,160	1,955,045
	1	資料作成費	コピー代		13,035	1,942,010
	4	広報費	創造浜松だより折込代		360,396	1,581,614
	4	広報費	創造浜松だより折込代振込手数料		550	1,581,064
	5	調査研究費	市内及び近接地旅費（8月分）		9,324	1,571,740
	5	広報費	創造浜松だよりポスティング代		61,710	1,510,030
	5	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		330	1,509,700
	5	広報費	創造浜松だよりポスティング代		76,956	1,432,744

	5	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		330	1,432,414
	7	広報費	創造浜松だより印刷代		990,000	442,414
	7	広報費	創造浜松だより印刷代振込手数料		330	442,084
	7	調査研究費	市内及び近接地旅費(6月分)		12,728	429,356
	7	研修費	市内及び近接地旅費(6月分)		2,960	426,396
	7	会議費	市内及び近接地旅費(6月分)		4,884	421,512
	7	調査研究費	市内及び近接地旅費(7月分)		5,476	416,036
	7	会議費	市内及び近接地旅費(7月分)		2,960	413,076
	7	調査研究費	市内及び近接地旅費(8月分)		6,586	406,490
	7	研修費	市内及び近接地旅費(8月分)		1,480	405,010
	7	会議費	市内及び近接地旅費(8月分)		2,960	402,050
	10	利息	決算利息	12		402,062
	11	広報費	創造浜松だより郵送代		202,485	199,577
	12	事務所費	コピー用紙等		15,699	183,878
	21	資料購入費	新聞代		11,400	172,478
	26	事務所費	インターネット使用料(8月分)浜松ケーブル		5,500	166,978
	29	人件費	会派雇用職員給料(9月分)[redacted]		103,600	63,378
	29	人件費	会派雇用職員給料(9月分)[redacted]		84,000	-20,622

令和5年度　政務活動費（金銭出納帳）後期分

月	日	費　目	摘　　要	収入金額	支払金額	差引残高
9	29	政務活動費	前期繰越金（9月人件費一部）	-20,622		-20,622
	29	政務活動費	議員政務活動費	4,500,000		4,479,378
10	5	資料作成費	コピー代（9月分）		8,999	4,470,379
	11	調査研究費	市内及び近接地旅費（9月分）		16,021	4,454,358
	19	事務所費	給湯室用洗剤等		6,890	4,447,468
	19	資料購入費	新聞代		11,400	4,436,068
	20	調査研究費	市内及び近接地旅費（9月分）		4,440	4,431,628
	20	研修費	市内及び近接地旅費（9月分）		2,960	4,428,668
	20	会議費	市内及び近接地旅費（9月分）		1,480	4,427,188
	26	事務所費	インターネット使用料（9月分）浜松ケーブル		5,500	4,421,688
	31	人件費	会派雇用職員給料（10月分）[redacted]		107,800	4,313,888
	31	人件費	会派雇用職員給料（10月分）[redacted]		88,000	4,225,888
11	2	資料作成費	コピー代（10月分）		22,166	4,203,722
	6	調査研究費	10/31やらまいか交流会交通費		15,921	4,187,801
	6	調査研究費	10/31やらまいか交流会日当		1,500	4,186,301
	6	調査研究費	10/31やらまいか交流会タクシー代		2,189	4,184,112
	7	調査研究費	市内及び近接地旅費（10月分）		12,025	4,172,087
	7	調査研究費	市内及び近接地旅費（10月分）		9,546	4,162,541
	7	会議費	市内及び近接地旅費（10月分）		2,960	4,159,581
	22	資料購入費	新聞代		11,400	4,148,181
	27	事務所費	インターネット使用料（10月分）浜松ケーブル		5,500	4,142,681
	30	人件費	会派雇用職員給料（11月分）[redacted]		103,600	4,039,081
	30	人件費	会派雇用職員給料（11月分）[redacted]		76,000	3,963,081
12	5	資料作成費	コピー代（11月分）		16,914	3,946,167
	7	調査研究費	市内及び近接地旅費（11月分）		15,170	3,930,997
	11	資料作成費	封筒印刷代		107,800	3,823,197
	11	資料作成費	封筒印刷代振込手数料		330	3,822,867
	11	事務所費	令和6年議員手帳4冊		4,000	3,818,867
	11	事務所費	令和6年議員手帳振込手数料		385	3,818,482
	18	調査研究費	市内及び近接地旅費（11月分）		9,398	3,809,084
	18	会議費	市内及び近接地旅費（11月分）		4,440	3,804,644
	21	資料購入費	新聞代		11,400	3,793,244
	21	事務所費	コピー用紙等		10,208	3,783,036
	26	事務所費	インターネット使用料（11月分）浜松ケーブル		5,500	3,777,536
	27	調査研究費	1/10～11会派視察交通費		224,900	3,552,636
	27	調査研究費	1/10～11会派視察日当5名		13,500	3,539,136
	27	調査研究費	1/10～11会派視察宿泊費		59,200	3,479,936
	28	人件費	会派雇用職員給料（12月分）[redacted]		103,600	3,376,336
	28	人件費	会派雇用職員給料（12月分）[redacted]		88,000	3,288,336
1	5	調査研究費	1/10～11会派視察電車代		5,290	3,283,046
	9	資料作成費	コピー代（12月分）		17,539	3,265,507
	10	事務所費	ゴム印		2,473	3,263,034
	16	調査研究費	市内及び近接地旅費（12月分）		10,952	3,252,082
	16	要請・陳情活動費	市内及び近接地旅費（12月分）		481	3,251,601
	16	広報費	創造浜松だよりポスティング代		73,645	3,177,956
	16	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		330	3,177,626
	17	調査研究費	市内及び近接地旅費（12月分）		12,506	3,165,120
	17	会議費	市内及び近接地旅費（12月分）		5,920	3,159,200
	19	資料購入費	新聞代		11,400	3,147,800
	23	調査研究費	2/5～7会派視察交通費		113,040	3,034,760
	23	調査研究費	2/5～7会派視察日当		18,000	3,016,760
	23	調査研究費	2/5～7会派視察宿泊費		118,400	2,898,360

	23	広報費	創造浜松だより郵送代		199,054	2,699,306
	26	事務所費	インターネット使用料(12月分)浜松ケーブル		5,500	2,693,806
	26	広報費	創造浜松だより印刷代		753,797	1,940,009
	26	広報費	創造浜松だより印刷代振込手数料		330	1,939,679
	31	人件費	会派雇用職員給料(1月分)[redacted]		98,800	1,840,879
	31	人件費	会派雇用職員給料(1月分)[redacted]		84,000	1,756,879
	31	人件費	会派雇用職員給料振込手数料(1月分)原		330	1,756,549
2	5	資料作成費	コピー代(1月分)		11,365	1,745,184
	5	広報費	創造浜松だよりポスティング代		196,867	1,548,317
	5	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		330	1,547,987
	5	広報費	創造浜松だより折込代		437,349	1,110,638
	5	広報費	創造浜松だより折込代振込手数料		550	1,110,088
	13	調査研究費	市内及び近接地旅費(1月分)		3,589	1,106,499
	13	会議費	市内及び近接地旅費(1月分)		2,960	1,103,539
	13	調査研究費	2/5～7会派視察タクシー代		2,900	1,100,639
	13	調査研究費	2/5～7会派視察交通費		5,880	1,094,759
	20	資料購入費	新聞代		11,400	1,083,359
	26	事務所費	インターネット使用料(1月分)浜松ケーブル		5,500	1,077,859
	29	人件費	会派雇用職員給料(2月分)[redacted]		98,800	979,059
3	4	資料作成費	コピー代(2月分)		8,715	970,3
	6	調査研究費	市内及び近接地旅費(2月分)		13,320	957,024
	6	調査研究費	市内及び近接地旅費(2月分)		8,214	948,810
	6	会議費	市内及び近接地旅費(2月分)		1,480	947,330
	8	調査研究費	市内及び近接地旅費(1月分)		12,469	934,861
	8	要請・陳情活動費	市内及び近接地旅費(1月分)		1,332	933,529
	10	決算利息		12		933,541
	19	資料購入費	新聞代		11,400	922,141
	26	事務所費	インターネット使用料(2月分)浜松ケーブル		5,500	916,641
	29	人件費	会派雇用職員給料(3月分)[redacted]		104,800	811,841
4	3	調査研究費	市内及び近接地旅費(3月分)		14,408	797,433
	10	資料作成費	コピー代(3月分)		11,377	786,056
	11	調査研究費	市内及び近接地旅費(3月分)		10,878	775,178
	11	研修費	市内及び近接地旅費(3月分)		2,738	772,440
	11	会議費	市内及び近接地旅費(3月分)		2,960	769,480
	26	事務所費	インターネット使用料(3月分)浜松ケーブル		5,500	763,980

令和5年度　政務活動費（費目別内訳）前期分　　調査研究費

月	日	摘　　要	収入金額	支払金額	累計額	領収書No
6	1	市内及び近接地旅費（5月分）		14,504	14,504	1
	30	7/10～12会派視察交通費（茨城、千葉、岩手）		220,800	235,304	2
	30	7/10～12会派視察日当5名分（茨城、千葉、岩手）		22,500	257,804	3
	30	7/10～12会派視察宿泊費（茨城、千葉、岩手）		148,000	405,804	4
	30	7/10～12会派視察高速バス代（茨城、千葉、岩手）		6,900	412,704	5
7	5	市内及び近接地旅費（6月分）		20,017	432,721	6
	14	7/10～13会派視察タクシー代（茨城、千葉、岩手）		11,050	443,771	7
	24	8/1～2個人視察交通費（北海道）		179,440	623,211	8
	24	8/1～2個人視察日当2名分（北海道）		6,000	629,211	9
	24	8/1～2個人視察宿泊費（北海道）		29,600	658,811	10
8	10	8/1～2個人視察レンタカーガソリン、駐車場代（北海道）		3,573	662,384	11
	18	8/29～30個人視察交通費（山形、横浜）		145,000	807,384	12
	18	8/29～30個人視察日当4名分（山形、横浜）		12,000	819,384	13
	18	8/29～30個人視察宿泊費（山形、横浜）		59,200	878,584	14
9	1	8/29～30個人視察タクシー代（山形、横浜）		6,160	884,744	15
	5	市内及び近接地旅費（8月分）		9,324	894,068	16
	7	市内及び近接地旅費（6月分）		12,728	906,796	17
	7	市内及び近接地旅費（7月分）		5,476	912,272	18
	7	市内及び近接地旅費（8月分）		6,586	918,858	19

令和5年度　政務活動費(費目別内訳)後期分　　調査研究費

月	日	摘　　要	収入金額	支払金額	累計額	領収書No
10	11	市内及び近接地旅費(9月分)		16,021	16,021	1
	20	市内及び近接地旅費(9月分)		4,440	20,461	2
11	6	10/3やらまいか交流会交通費		15,921	36,382	3
	6	10/3やらまいか交流会日当		1,500	37,882	4
	6	10/3やらまいか交流会タクシー代		2,189	40,071	5
	7	市内及び近接地旅費(10月分)		12,025	52,096	6
	7	市内及び近接地旅費(10月分)		9,546	61,642	7
12	7	市内及び近接地旅費(11月分)		15,170	76,812	8
	18	市内及び近接地旅費(11月分)		9,398	86,210	9
	27	1/10～11会派視察交通費		224,900	311,110	10
	27	1/10～11会派視察日当		13,500	324,610	11
	27	1/10～11会派視察宿泊費		59,200	383,810	12
1	5	1/10～11会派視察電車代		5,290	389,100	13
	16	市内及び近接地旅費(12月分)		10,952	400,052	14
	17	市内及び近接地旅費(12月分)		12,506	412,558	15
	23	2/5～7会派視察交通費		113,040	525,598	16
	23	2/5～7会派視察日当		18,000	543,598	17
	23	2/5～7会派視察宿泊費		118,400	661,998	18
2	13	2/5～7会派視察交通費		5,880	667,878	19
	13	2/5～7会派視察タクシー代		2,900	670,778	20
	13	市内及び近接地旅費(1月分)		3,589	674,367	21
3	6	市内及び近接地旅費(2月分)		13,320	687,687	22
	6	市内及び近接地旅費(2月分)		8,214	695,901	23
	8	市内及び近接地旅費(1月分)		12,469	708,370	24
4	3	市内及び近接地旅費(3月分)		14,408	722,778	25
	11	市内及び近接地旅費(3月分)		10,878	733,656	26

調 査 研 究 費

９１８，８５８円

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

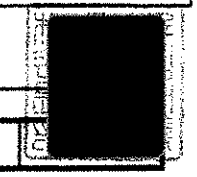
会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 5 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	16,810円	氏　名	湖東　秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 6 月 1 日　会派名　浜松市議会創造浜松　代表者名　遠山将吾



✓

申請額内訳	調査研究費	14,504円	研修費	2,306円	広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
2	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
11	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
15	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
17	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
18	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
19	地域要望に関する調査	於呂～篠ケ瀬町～於呂	調査	30	1,110					防災ボランティアの件 本会議と別
20	地域要望に関する調査	於呂～豊保～中瀬～於呂	調査	10	370					道路改良の件
20	地域要望に関する調査	於呂～貴布祢～於呂	調査	13	481					
20	地域要望に関する調査	於呂～新原～於呂	調査	8	296					農業制度の件
22	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
23	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
25	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
27	地域要望に関する調査	於呂～板屋町～於呂	研修	38	1,406			900		花のまちづくり浜松大会拝聴
29	地域要望に関する調査	於呂～元城～名塚～於呂	調査	43	1,591					国土交通省浜松河川道路事務所
合　計				30	15,910			900		

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式６）

旅　費　支　払　証　明　書

出張年月日	令和５年　７月１０日　～　令和５年　７月１２日
出張先（目的）	木更津市、笠間市、盛岡市

出張者氏名	遠山将吾	森田賢児	関イチロー	湖東秀隆
	太田利実保			

旅　費　額　内　訳

項　目	金　額	備　考
交通費	２２０，８００円	詳細は下記および別紙添付 (2)
日当	２２，５００円	@ 1,500円×5人×3日 (3)
宿泊費	１４８，０００円	@ 14,800円×5人×2泊 (4)
交通費	６，９００円	高速バス @1,380円×5人 (5)
交通費	１１，０５０円	タクシー代 (7)
合　計	円	

金　額		百	拾	万	千	百	拾	円
			4	0	9	2	5	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和５年　７月１９日

会　派　名　　浜松市議会創造浜松[redacted]

代　表　者　　遠山　将吾　[redacted]

〈詳細〉

（様式６）

〈別紙　領収書添付欄　1〉

②

№ 135968

領　収　証

2025 年 7 月 5 日

創造 次校 様

¥ 20,800-

但 7/10(日)～7/13(日)
交通費として

上記の金額正に領収致しました

現　金	○
小切手	
振　込	

観光庁長官登録旅行業[redacted]

(株) ハマカントラベル

本　　社　浜松市中区上島2丁目23-[redacted]2000

承認	経理	預者	扱者

註 ① 此の領収証に社印及取扱者の印のないものは無効です
② 金額を訂正したものは無効です

100

（様式６）

〈別紙　領収書添付欄　2〉

⑤

品川 — 木更津
高速バス

領　収　書

創造浜松 様

令和 5 年 7 月 10 日

¥6,900 円

上記　路線バス運賃として領収致します

担当者印

小湊鐵道株式会社　木更津営業所
TEL　0438(37)7299

⑦

ホテル — 東京駅
タクシー

領収書

車両番号　1109号
2023年07月11日07:25
毎度ご乗車ありがとうございます。
(現金,チケット,クーポン,カード)

乗車料金	900円
迎車料金	300円
運賃料金計	1200円
アプリ手配料金	100円
計	1300円
消費税率	10.0%

日本交通株式会社　登録番号:T6011501021981
お忘れ物は 日本交通　三鷹営業所
0422(49)2151
その他は カスタマーサポートデスクへ
TEL050(3173)9200　平日9:00～17:00

領収書

車両番号　0189号
2023年07月11日07:25
毎度ご乗車ありがとうございます。
(現金,チケット,クーポン,カード)

乗車料金	900円
迎車料金	300円
運賃料金計	1200円
アプリ手配料金	100円
計	1300円
消費税率	10.0%

日本交通株式会社　登録番号:T5011501015893
お忘れ物は 日本交通　千住営業所
03(3849)2151
その他は カスタマーサポートデスクへ
TEL050(3173)9200　平日9:00～17:00

（様式６）

<別紙　領収書添付欄　3>

⑦'

笠間 ― アストロプラネッツ
タクシー

領　収　書
No.5458
日付　2023年07月11日
車番　9308　0000
基本運賃　¥2,810円
合計　¥2,810円
上記の様に領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございます。
関鉄水戸タクシー（株）笠間営業所
TEL 0296-72-1206
フリーダイヤル
0120-72-1206
お忘れ物、お気づきの点は、
上記までご連絡下さい。

領　収　書
No.3591
日付　'23年07月11日
車番　9307　000
基本運賃　¥2810円
合計　¥2810円
上記の通り領収致しました
毎度ご乗車ありがとう
ございます。
関鉄水戸タクシー㈱
笠間営業所
0296-72-1206
フリーダイヤル
0120-72-1206
お忘れ物、お気づきの点は
上記までご連絡下さい。

昼食場所 ― 笠間
タクシー

領　収　書
No.3593
日付　'23年07月11日
車番　9307　000
基本運賃　¥1460円
合計　¥1460円
上記の通り領収致しました
毎度ご乗車ありがとう
ございます。
関鉄水戸タクシー㈱
笠間営業所
0296-72-1206
フリーダイヤル
0120-72-1206
お忘れ物、お気づきの点は
上記までご連絡下さい。

領　収　書
No.6060
日付　'23年07月11日
車番　9305　000
基本運賃　¥1370円
合計　¥1370円
上記の通り領収致しました
毎度ご乗車ありがとう
ございます。
関鉄水戸タクシー㈱
笠間営業所
0296-72-1206
フリーダイヤル
0120-72-1206
お忘れ物、お気づきの点は
上記までご連絡下さい。

（様式８）

令和５年　６月１２日

会派名　　浜松市議会創造浜松
代表者　　会長　遠山　将吾　　様

会派名　　浜松市議会創造浜松
氏　名　　会長　遠山　将吾　[redacted]

出　張　届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

１　出張者

遠山将吾　　森田賢児　　関イチロー　　湖東秀隆
太田利実保

２　期間及び出張先

７月１０日（月）　木更津市
１１日（火）　笠間市
１２日（水）　盛岡市

３　目的

木更津市　オーガニックビレッジ宣言について
笠間市　　アストロプラネッツ、地域振興について
盛岡市　　歴史まちづくりについて

視察依頼書送付願

令和5年 6月12日

浜松市議会議長 様

会 派 名　　浜松市議会創造浜松
代表者氏名　　会長　遠山 将吾　[redacted]

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

視察行程表

◆視察日程　　令和５年７月１０日（月）～１２日（水）
◆視 察 先　　木更津市、笠間市、盛岡市
◆視察議員　　遠山将吾議員、森田賢児議員、関イチロー議員、湖東秀隆議員、太田利実保議員
※集合…８：１５までに改札口

7月10日（月）	こだま 702　高速バス小湊鉄道バス 浜松 8：26++++++10：11 品川 10：30＝＝11：35 木更津　※昼食 徒歩５分 木更津駅・・・木更津市役所 **《木更津市視察》　13：00～14：30** **調査項目** **・オーガニックビレッジ宣言について** 徒歩５分　JR 内房線　JR 総武線 木更津市役所・・・木更津 15：16++++++15：56 千葉 16：02++++++ 東京駅日本橋口より徒歩７分 16：41 東京・・・ホテル 《東京駅周辺・泊》	**木更津市議会議会局** **議事係** **担当者：　山田　様** **TEL：0438-23-7185** **《宿泊先》** **京王プレッソイン大手町** **TEL：03-3241-0202**
7月11日（火）	徒歩７分　JR 新幹線やまびこ 205　JR 水戸線 ホテル・・・7：25 東京 7：44++++++ 8：27 小山 9：08++++++9：59 笠間 タクシー20 分 ＝＝10：25 茨城アストロプラネッツ **《笠間市視察》10：30～12：00** **調査項目** **・茨城アストロプラネッツ、地域振興について** タクシー20 分 茨城アストロプラネッツ 13：00＝＝笠間　※昼食 JR 水戸線　JR 新幹線やまびこ 211 笠間 13：31++++++14：24 小山 14：53++++++16：30 仙台 16：53 JR 新幹線はやぶさ 31　徒歩１分 ++++++17：32 盛岡・・・ホテル 《盛岡駅周辺・泊》	**笠間市議会議会局** **担当者：　鶴田　様** **TEL：0296-77-1101** **（内線：303）** **《宿泊先》** **ホテルメトロポリタン盛岡** **TEL：019-625-1211**　本館
7月12日（水）	マイクロバス 15 分 ホテル 9：45＝＝盛岡市役所　※盛岡市議会でマイクロバスを出してくれます。フロント集合 **《盛岡市視察》10：00～11：30** **調査項目** **・歴史まちづくりについて** マイクロバス 15 分 盛岡市役所＝＝盛岡　※昼食 JR 新幹線はやぶさ 22　JR 新幹線こだま 737 盛岡 12：50++++++15：04 東京 15：27++++++17：19 浜松	**盛岡市議会議会事務局** **議事総務課** **担当者：　モモオカ　様** **TEL：019-613-8315**

（様式10）

令和５年　７月１９日提出

（あて先）　会派名　浜松市議会創造浜松
代表者　遠山　将吾

報　告　書

出張年月日	令和５年　７月１０日（月）～　令和５年　７月１２日（水）
出　張　先	木更津市、笠間市、盛岡市
出張の理由	木更津市　オーガニックビレッジ宣言について 笠間市　　アストロプラネッツ、地域振興について 盛岡市　　歴史まちづくりについて
出　張　者 氏　名　印	遠山将吾 [redacted]　森田賢児 [redacted]　関イチロー [redacted]　湖東秀隆 [redacted] 太田利実保 [redacted]
（出張の顛末）	
（備考）	

視察報告書

作成者　遠山将吾　　2023 年　7 月　15 日

会派創造浜松　参加者:遠山将吾　森田賢児　太田利実保　関イチロー　湖東秀隆

日 時	2023年7月10日　14時00分～15時30分
場 所	木更津市(於　木更津市役所 駅前庁舎)
目 的	オーガニックビレッジ宣言について
内 容	木更津市で取り組んでいる「オーガニックビレッジ宣言」について、木更津市役所 農林水産課の職員より説明を受けた。 平成28年度に、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」(通称 オーガニックなまちづくり条例)が制定され、合わせて木更津さんのお米や加工品の消費拡大に向けて「木更津産米を食べよう条例」が制定された。米は木更津市の基幹作物であり、オーガニックのまちづくりを進める上でのフラッグシップとして「きさらづ学校給食米」を商標登録し、学校給食のお米の100%オーガニック化を進めている。 「オーガニック＝有機」という言葉をまちづくりのビジョンとしている。 地方創生推進課という名称も、オーガニックシティ推進課に改めるなど力を入れている。 渡辺芳邦市長の強い意向で、有機米給食に取り組んでいる。(詳細は資料参照)当初は生産者の協力が得られなかった。「地域の食と農を缶ゲルフォーラム」の開催をきっかけに、学校給食の全量有機米導入のロードマップを作成し、フォーラムでのアンケー＝と結果で、有機米生産に取り組んでみたいと回答した10名の生産者全員と職員が交渉した。うち5名から賛同を得て、準備が整っていない状況にも関わらず事業を開始した。 当初の5名は農業委員や広域に農業を営んでいる生産者、学校の前に田んぼを持ち子どもたちに体験会をさせている生産者など、子どもたちのためにという気持ちの強い方々が主導した。 その後、協力してくれる生産者が増加し、当初の計画を1年前倒しして達成できる予定。達成後は販路拡大も視野に入れ、現在は、ふるさと納税にも活用してもらっている。 生産者からは、有機米の栽培は、雑草対策、病気のリスク管理など高い栽培技術が求められるが、案外手間がかからず、肥料もあまり使用しないため、コストも下がるという声がある。学校給食への提供については、今まで通りJA木更津は生産者から仕入れ千葉県学校給食会を通じて学校へ供給する。JA木更津が生産者から買い上げる際に、行政が有機米に対する補助をするため、保護者等への負担転嫁はないため、円滑な事業実施ができている。
所 感	木更津市の農業の85%が稲作で、水稲は木更津市の基幹産業という面がある。「オーガニックビレッジ宣言」では、主に、木更津産米のブランド化、農業振興という面が強く、そこからまちづくりへと進めていっている。 上記の内容は、今回の視察で農林水産課の職員から説明を受けたものであるが、同席してくださった木更津市議会の石井徳亮副議長から、生産者としてのお話も聞くことができた。実際の有機農業は、簡単ではなく手間もコストも抑えられるわけではない。生産者のメリットは、行政が思っているほどではないということがわかった。 関連予算は年々増加してきているが、一番金額を投下している学校給食費有機米差額分補填は、新規事業の扱いではないため、国のみどりの食糧システム戦略緊急対策事業の補助対象にはならず、市の単独事業として実施している。そのため、ふるさと納税などにより当該事業の財源を確保する必要性があり、恒久的な予算確保につながるように取り組んでいる。 学校給食への提供については、農林水産課と教育委員会部局の連携ができているので、円滑に進んでいる。子どもたちのために取り組もうとしている木更津市の取り組みは本市の一部地域に限定してでも実施することは有効であると考える。

視察報告書

作成者　遠山将吾　　2023 年　7 月　15 日

会派創造浜松　参加者:遠山将吾　森田賢児　太田利実保　関イチロー　湖東秀隆

日 時	2023年7月11日　10時30分～12時00分
場 所	笠間市（於　茨城アストロプラネッツ 旧笠間東中学校）
目 的	茨城アストロプラネッツ・廃校の有効利用について
内 容	はじめに笠間市役所政策企画部の北野高史部長より、「笠間市創生（既存ストックの利活用）について」の説明を受けた。 笠間市政策企画部の事業は、東京都の企業とのつながりが強い。人口7万人で、笠間稲荷神社を中心に観光客は年間300万人。御影石、笠間焼などの名産があり、農業は栗の出荷額が日本一である。福祉・医療が充実している。 笠間市は、スポーツのまちづくりを進めていて、スケートボードパークを開設し、日本選手権の開催に結びつけている。 農業については、モンブランで栗が儲かる仕組みづくりを目指している。 人口が減少し、地域社会の衰退をダイバーシティで乗り越えるという職員の意識改革を行なっている。新しいものを作るのではなく、既存ストックを使って新しい価値を作る方式で、イニシャルコストは市、運営は民間で、自立した運営を行なっている。 後半は、株式会社アドバンフォースの代表取締役社長 山根将大様より 旧笠間東中学校の利活用についてお話を伺った。グループ会社で、独立リーグプロ野球チーム、茨城アストロプラネッツと障害者就労支援事業として栗の生産を行なっていた。 それぞれの事業を進めていく中で、生産から加工へと6時産業化を考えた際に、拠点を構える必要があり、3つの自治体が、廃校の利活用について提案をしたが、伴走支援してくれたのは笠間市だけであった。年間賃料は420万円、事業者の投資額は1.5億円。 グループ内では180名の障がい者を雇用し、グループ内で行なっている放課後デイでは、野球選手やダンスチームを派遣し子どもたちと交流したり、アストロプラネッツのファンとの農業体験をファン感謝デーのように実施したり、旧笠間東中の運動場での地域の方との運動会を開催したりしている。アストロプラネッツでは障がい者スポーツで、車椅子ソフトボールチームも持っている。 学校内には栗を活用したカフェや、選手が利用するフィットネスクラブ、全面人工芝のフットサルコート化している体育館や、鏡面のダンススタジオなどは、地域の方も使用でき、地域活性化にも貢献している。
所 感	笠間市役所からの説明では、学校の統合から3つの廃校が発生し、それぞれに事業者を募集した。株式会社アドバンフォースが活用している旧笠間東中学校は3つの事業者が手を挙げた。事業者選定の審査会は学識経験者以外にも、地域の自治会長なども構成員になっている。使われなくなった学校を普通財産に移行し、民間へ貸し出すという手法としては一般的であるが、その後の伴走支援については、山根社長が笠間市の支援が大きかったと言っていたのが心に残った。 民間事業者だけではわかりづらい仕組みや、他の団体との調整など、行政の密接な支援は、当該事業の推進で非常に大きな力となった。株式会社アドバンフォースは3つの自治体の廃校の利活用についてヒアリングを受けたが、笠間市が最も前向きに、建設的に対応してくれたとのこと。事業者の運営するコンテンツは、笠間市のスポーツのまちづくりに合致し、また、栗のブランド化による農業振興などにも資する。事業者の進めるスポーツ事業で創出された施設や機器が、Jリーグチームのスクールで活用され、地域住民の健康増進につながり、地域活性化に寄与するという好循環を、現地で視察することができた。私はこれを笠間の奇跡と感じるのと同時に、山根社長が笠間モデルを他の自治体でも水平展開できるようにブラッシュアップしたいという言葉に、スポーツのまちづくり、障がい者も参加できるまちづくりの大きな可能性と、今後の地域福祉向上のために、大きな力となると感じ、浜松市でも可能性を模索していきたいと感じた。

視察報告書

作成者　遠山将吾　　2023 年　7 月　15 日

会派創造浜松　参加者:遠山将吾　森田賢児　太田利実保　関イチロー　湖東秀隆

日 時	2023年7月12日　10時00分～11時30分
場 所	盛岡市(於　盛岡市役所)
目 的	歴史的風致維持景観形成計画について
内 容	盛岡市歴史的風致維持向上計画の概要と計画認定後の取り組み等について、盛岡市教育委員会事務局 歴史文化課長 高橋 智巳氏より事業の説明を受けた。(詳細は資料を参照) 盛岡市の歴史的風致についての課題として、城下町の風情の残る街並みが減少していること、少子高齢化で、祭りなどの伝統文化の継承が困難になっていることがある。 まち並み保全に関しては、歴史的建造物のオーナーは、調査を受けると建物を残さなくてはならなくなるという思いが強く、理解が得られず調査が進まなかった。 祭りなどの伝統文化の継承については、かつては学校を休んででも子どもたちが祭りや地域行事に参加していたが、今は価値観の多様化もあり、それができていない。 そのような状況の中で、平成29年度に盛岡市歴史的風致維持向上計画の策定が本格化した。町外組織として、盛岡市歴史まちづくり連絡協議会を立ち上げ、学識経験者に元国土交通省の職員で、歴まち法の制定に関わった現・宮城大学事業構想学科教授の舟引敏明氏に会長を担っていただいた。 計画を策定するさには、先進都市の弘前市に倣っていたが、その後、国から新たな指針ができ、事前に三者協議を通じて、計画の修正を行なった。国の運用指針に従って策定した。また、新たな国の運用指針で示された「小風致」の考えを桐生市の計画に習って導入した。 盛岡市の維持向上すべき歴史的風致の分布、旧城下町である中心市街地を中心に、歴史的価値の高い建造物とともにふくるから継続されている祭礼・年中行事等が行われている範囲(地域)を設定している。 計画認定機関において、社会資本総合整備交付金等を活用しているが、国の補助金メニューを活用したいとのことで2点追加要望があり、計画に盛り込んだ。 ニューヨークタイムズ誌への掲載を踏まえ、今後必要となってくる事業も盛り込んでいくために、体制の整備を進めている。 取り組みは進んでいるが、市民理解は高まっておらず、今後はPRにも取り組んでいく必要がある。
所 感	事前に浜松市での取り組みの勉強会を行ったが、盛岡市の取り組みは同市内でのエリアが凝縮されており、基本的には中心市街地の歴史的風致と歴史などの伝統文化の継承に絞って実施している。 無電柱化や道路整備等の景観改善による市民の居住環境整備に資する事業も進んでいる。全国の歴まち法で指定された地域では同様な取り組みがあったが、今回の視察では、土木関連事業についての説明は、当該事業の事務局である都市計画部門と教育委員会が担当したので、土木部門の関係事業については詳しい説明はなかった。 また、評価指標についての具体的な数値設定についてはあるものの、説明の中ではそれほどの重きを置いていないように感じた。 景観改善に関しては、数値での評価指標を作ることは難しいとは思うが、浜松市において事業を実施する際には、何かしらの数値の設定とわかりやすい情報発信が必要だと感じた。盛岡市では事業を中心市街地に絞っていることは非常に効率的かつ有効だと思うが、浜松市の場合は広域的な実施となっている。十分に事業成果が出せるような推進体制の構築、関連する全ての課、事業者・民間団体・学識経験者や地域住民などのステークホルダーが参画するオール浜松体制を構築し、協力に推進していくことが大切であると考える。

80周年

浜松市議会　会派　創造浜松　行政視察　次第

令和５年７月１０日（月）
午後１時００分
駅前庁舎　７階会議室

１　開　　会

２　木更津市議会副議長　挨拶

３　浜松市議会　会派　創造浜松　挨拶

４　視察事項説明・質疑
　　オーガニックビレッジ宣言について

５　閉　　会

きさらづ学校給食米（商標登録）



木更津市有機農業推進協議会

給食内
レストランでも提供
なるかも。
ホテルシェフも
協賛して
くれて

ORGANIC CITY KISARAZU
未来につながるまち

まちづくりのビジョン
↑
有機という言葉を
キーワードに。

これまでの主な取組

H28

- 「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」制定。
- 木更津産のお米や加工品の消費拡大に向けて、「木更津産米を食べよう条例」制定。

オーガニックなまちづくり条例（通称）
↓
オーガニックシティ推進課（旧土地利用対策課）

基幹作物

H29

- 第1期「オーガニックなまちづくり　アクションプラン」策定。
- リーディングプロジェクトの一つである「地元野菜を食べて循環・学校給食プロジェクト」に取り組み、食育の推進・有機米の生産促進に向けた取組を支援。

R1

- 専門家の技術指導のもと、5名の生産者の協力（約1.8ヘクタール）を得て、有機米の栽培スタート。
- 生産された有機米を学校給食に提供（市内全公立小中学校の学校給食3日分）。

未来に向けて

農業振興
環境保全
まちのブランディング
SDGsへの貢献

1

米以外は市内産　小・中学校区の農家の野菜などを活用している。

2023

6/1 旧笠間東中学校 フィットネスエリア



Fitness & Studio
DUGOUT

OPEN!!

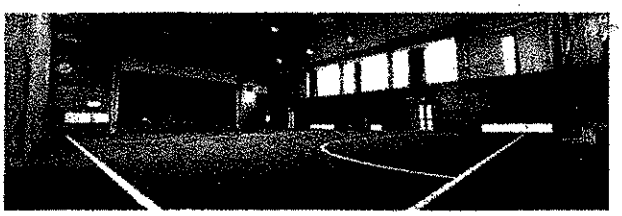
来たいときに学校に来るだけ!!

フィットネス	スタジオ
550円税込 (1回)	2,200円税込 (1H)

入会金0円

日頃よりお世話になっている
笠間市民の皆様に先行してお知らせです！

レンタルコートもリニューアルオープン！



平日 9:00～18:00 ▸ 3,300円/1H

平日 18:00～21:00 ▸ 5,500円/1H

土日・祝日 9:00～18:00 ▸ 5,500円/1H

旧笠間東中学校
笠間市福田906-6

営業時間 9:00～21:00 平日
9:00～18:00 土日

LINE LINE

MAP 旧笠間東中学校

令和5年7月12日（水）
浜松市議会行政視察



「盛岡市歴史的風致維持向上計画」の概要と計画認定後の取組等について

盛岡市都市整備部　景観政策課
盛岡市教育委員会事務局　歴史文化課

高齢者
① 城下町の風せいの街並みが減少 → 取組みにより抑制できている。
② 少子高齢化でまつりなどの伝統文化の継承に課題

1　盛岡市歴史的風致維持向上計画の概要

(1) 策定の目的

「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、盛岡市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ継承していくために必要な事項を定め、市民の関心と機運を高めながら、盛岡市の持つ美しいまち並みや文化、人材などの地域資源を活用しながら、まちの魅力と活力を維持・向上させ、盛岡市らしいまちづくりを推進する。

⇒計画認定に伴う国の支援措置を活用し、歴史まちづくりを推進
（国交省 社会資本整備）

第45回
盛岡市都市景観シンポジウム

街の魅力の情報発信！ ～盛岡の景観と人の暮らしから～



令和4年11月18日(金)
13:30～16:30

盛岡劇場【メインホール】
盛岡市松尾町3番1号
入場無料・全席自由席(定員180人)



いわて応援芸人、
盛岡市景観重要建造物前に立つ

●令和4年度盛岡市都市景観賞表彰式
総評　盛岡市景観形成推進委員長
金沢　滋　氏

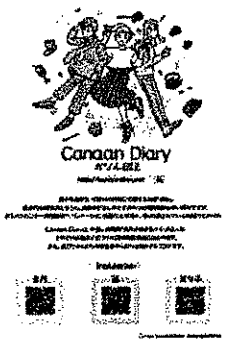
●基調講演『盛岡にいい景観あると思います！
～岩手移住で知った、盛岡の魅力～』
講師　天津　木村　氏



●パネルディスカッション
『街の魅力の情報発信！～盛岡の景観と人の暮らしから～』

コーディネーター	斉藤　光子	氏（フリーアナウンサー）
パネリスト	澤口　花咲	氏（岩手大学 人文社会科）
	米内真利佳	氏（㈱盛岡地域交流センター）
	櫻　聖四郎	氏（生出まちづくりの会）
	天津　木村	氏





主催　盛岡市
後援　(一社)日本建築学会東北支部岩手支所・
(一社)岩手県建築士会・(一社)岩手県建築士事務所協会
(一社)岩手県造園組合・岩手県屋外広告美術業共同組合
(公社)日本建築家協会東北支部岩手地域会

新型コロナウイルス感染症対策について
○ご来館の際は、マスクの着用をお願いします。
○受付時、検温、手指の消毒をお願いします。
○受付時、お席後のお名前とご連絡先を記入していただきます。
○座席間隔を空け、定員制限をします。(180人)

問い合わせ先
盛岡市都市整備部
景観政策課
TEL 019-601-554

政視察報告書

報告者：森田賢児

日　　時：令和５年７月10日
場　　所：木更津市役所 ✓
視察事項：オーガニック・ビレッジ宣言について
出席者：遠山将吾　森田賢児　関イチロー
　　湖東秀隆 太田利実保



平成28年「木更津市 人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」と「木更津産米を食べよう条例」を制定し、国の「みどりの食料システム戦略」に先駆け、取り組みを開始する。

市長のトップマネジメントのもと、令和元年から有機米の栽培と小中学校の学校給食(3日分)の提供が開始された。
尚、当初、協力する生産者は5人であったが、現在は14人。
学校給食で主食がご飯となる日、約134日のうちおよそ70日以上が有機米の提供となった。

※「コシヒカリ」との差額は市が財政措置をしている。
　通常米10000円／1俵　→　有機米20000円／1俵

もともと有機米に取り組む農業従事者はいなかったが、有力者を取り込むことで、生産者の協力を得て行くことができた。
有機米についても、農協が窓口となっている。有機米の生産は、とかく手間の多さが難点とされるが、従事者からは実際のところはそうではないとの声も聞くとのこと。
今後は市外業者への販売ルートも確立したいとのこと
※有機ジャス認証を取得することで、いわゆる「有機」となる

予算では、国の「みどりの食料システム戦略緊急対策事業費」を活用。

本市とは、面積や農業事情、学校数、児童生徒数等、条件が大きく異なるため、同じ方法を取るのは困難である。本市で行うには、まずは地域を限定し「モデル地区」として取り組みを開始するなど、実現可能な方法を引き続き調査する必要がある。

政視察報告書

報告者：森田賢児



日　　時：令和５年７月１１日
場　　所：茨城県笠間市 ✓
視察事項：茨木県アストロプラネッツ
　　地域振興について
出席者：遠山将吾　森田賢児　関イチロー
　　湖東秀隆 太田利実保

廃校舎をアドバンフォースグループが事業拠点(健康スポーツ・地域福祉・レジャー)として使用。
旧体育館には人工芝を敷き、フットサルコートとして貸し出し。旧調理室は地元名産の栗を使ったモンブランが楽しめるカフェに生まれ変わっている。
サウンディング後に公募、審査会を開催。尚、審査会には地域の人にも審査員として加わってもらう。

【農福連携の考え方】

農業分野		福祉分野	
・従事者の減少		就労・活躍の場不足	※特に地元名産の「栗」は
・従事者の高齢化	×	低賃金	相性が良い。栗の収穫は
・耕作放棄地の増改		地域からの独立	拾うだけなので、障碍者
			の方でも無理なく行える

・労働力の確保
・地域経済の活性化
・地域活動、交流の活性化

従前の「障害者の働く場所」は、就労機関に対して「働かせてください」と言うお願いベースであったが、農業と組み合わせたことで、自ら雇用を創出できた。

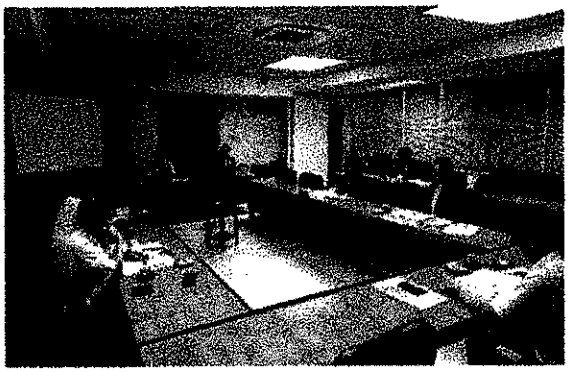
「地方創生」と言われて久しい。そして、いつもどこか抽象的であったが、これこそが具体した地方創生の姿だと感じることができた。この笠間モデルを基に、全国へ展開していきたいとする山根社長の今後にも注目したい。

政視察報告書

報告者：森田賢児

日　　時：令和５年７月１２日
場　　所：岩手県盛岡市
視察事項：「盛岡市歴史的風致維持向上計画」の
　　概要と計画認定後の取組等について

出席者：遠山将吾　森田賢児　関イチロー
　　湖東秀隆 太田利実保



「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」に基づく事業。
計画認定に伴う国の支援措置を活用し、歴史まちづくりを推進。

◇歴史的建造物の保存・活用における課題
・街路整備や建物老朽化に伴う新・改築等、維持困難による解体・撤去等が進行
・歴史的な価値を判断するための調査・研究が十分に行われていない
→古い商家跡地が駐車場に整備される例や老舗料亭跡地が集合住宅化するなど

◇市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化に関する課題
・過疎化や少子高齢化などの影響による継承すべき人材の確保が困難
→コロナ禍の影響も有り。地域の関わりの希薄化が加速した。

【考察】
　取り組みを通じ、市民が我が町の名所・魅力の再発見になることが期待される。
また、建物や街並みだけでなく、そこに暮らす人の営みも対象となることから、地域における人との交流を促す一助になることも合わせて期待される。
再開発やコロナ禍等による地域交流の希薄化によって、その歴史資源を失ってしまうことがないようにしなければならない。
　本市においても、同事業が始まっているが、認定を受けることやそれに伴う事業を行っていくことは基より、それら歴史資源を継続的に、長期的に維持・向上させていくかが極めて重要である。

会派視察 報告

創造浜松：関 イチロー

日　程：令和５年 ７月 １０日(月) ～ １２日(水)

【第１日目】

視 察 先：木更津市役所

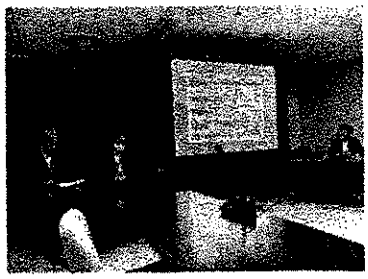
視察項目：オーガニックビレッジ宣言について

石井 徳亮 副議長の歓迎を受け、経済部：黒川 克明 農林水産課長、滝沢 論 同課 有機農業推進係長(兼 課長補佐)から説明を受ける。



石井 徳亮 副議長





黒川 克明 農林水産課長(右)

滝沢 論 同課 有機農業推進係長

説明を受けた場所は、スパークルシティ木更津の８階、木更津市役所駅前庁舎であり、商業施設の店舗が撤退して、その空床に入所している。

平成 28 年(2016 年)、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」を制定し、それを受け議員発議による、木更津産のお米や加工品の消費拡大に向けて「木更津産米を食べよう条例」を制定した。

それを受け、翌年「オーガニックなまちづくり アクションプラン(第１期)」を作成、そのリーディングプロジェクトの一つである「地元野菜を食べて循環・学校給食プロジェクト」に取組み、食育の推進・有機米の生産促進に向けた取り組みを支援する。

平成 30 年８月に、渡辺 木更津市長のトップマネジメントにより有機農業の推進、及び有機米の生産を農業関係機関との連携のもとに促進したいとの意向で、有機米を農協を通じ、学校給食に提供することを目的とし、現供給米との差額を市が負担(財政措置)する。加えて、新規就農者への支

援も検討するとしている。

その為に、一連の取組を先進地である「いすみ市」を参考に着手する。先ず、平成31年2月にＮＰＯ法人 民間稲作研究所の故 稲葉氏を講師に「地域の食と農を考えるフォーラム」を開催した(出席者：34名)。参加者へのアンケートで、返答のあった13名中、農薬不使用米や有機米の生産に取り組んでみたい：10名、条件次第：２名、思わない：１名と言う結果であった。興味があるとの回答者に、市(担当者)から生産の協力を依頼した。

当初は、手間や雑草などの関係から協力を得られなかったが、５名の生産者から協力の内諾を受け、フォーラム開催後１カ月経たないうちに「ポイント研究会」を開催した。そして、１年１作の米作りを踏まえ、早速栽培を開始した。

市内30小中学校に3.5食提供するためには精米で125トンが必要で、令和元年度は2.7トン(達成率：2.1%)であったが、その後栽培面積、生産者数が順調に伸び、平成4年度は64.1トン(達成率：51.2%)、本年度は89.3トン(71.4%)を見込み。令和7年度には目標達成できるとの見込みであるとのことであった。

生産者のリーダー的人物は、農業委員であり、日ごろから地域の学校へ農業について指導しているとのことで、農業者と市の思惑が一致した結果でもあると考える。

今後は、雑草防除対策や収量の確保対策など、栽培技術の確保が不可欠であり、収量の向上(計画収量：７～7.5トン／反、実績収量：６～6.5トン／反)、現生産者が指導者になることが課題であるとのことであった。

有機農業関連予算として、

令和元年：412万円(田植機及び播種機購入、学校給食費有機米差額分補填(生産者から２万円／俵で購入、一般米より倍額)

令和２年度：550万円(専門家の指導委託、差額分補填、木更津発オーガニックブランド創出事業)

令和３年度：1,310万円(指導委託、差額分補填、ブランド創出事業、２台目の田植機及び水位計購入)

令和4年度は、1,520万円、令和５年度は、2,268.7万円である。

令和５年度に「オーガニックビレッジ宣言」をし、前年度からの「みどりの食料システム戦略緊急対策事業(R４年度：400万円、R５年度：310.3万円)」を市単で負担をしている。これは、農水省が令和３年５月に策定した為、国からは不交付とのことであったが、釈然としない。

小学校１校で無農薬を実践したところ、アトピーの児童が一人もいないとの説明であったが、更なる追跡調査をする必要はあるが、これは特に保護者にとっては大きな朗報であると考える。大いに周知する必要を感じた。

特筆すべきは、最後まで石井 副議長が同席していただいた。副議長は、農業生産者であり、当局の説明に対し、必ずしも諸手を挙げて納得されている訳ではなく、ポット苗や深水管理、手間がかからないという説明に発言をされ、議論に深みと多角的な視点を示唆いただいた。

【第２日目】

視 察 先：旧 笠間市立東中学校

視察項目： 茨城アストロプラネッツ、地域振興について

北野 高史 笠間市 政策企画部長(写真：右)、堀内 恵美子 議会事務局次長、鶴田 貴子 次長補佐、アドバンフォースグループ 山根 将大 代表取締役(写真：左)、宇留野 朋子 管理部長、高野 桂 農業事業部長、㈱茨城県民球団営業戦略課の松崎 義明さんに迎えれ、説明をいただく。



先ず、北野 部長から、『笠間市創生(既存ストックの利活用について』話を伺う。

「公民連携」による成長と持続として、企業等との連携により、既存ストック(廃校)を新しい拠点に再生するため、旧東中学校：㈱茨城県民球団、旧東小学校：㈱メニコン(会員制愛犬飼糧施設)、旧南小学校：学校法人 タイケン学園(広域通信制高等学校)に貸出し、「負債的な資産」を「地域を元気にする資産」に生まれ変わらせることとした。所管の教

育委員会が手を放し、政策企画部が主管し民間運営を基本としている。旧東中学校の年間賃料は420万円である。

次に、㈱アドバンフォースグループの山根 将大 代表取締役社長から説明を頂く。山根社長(1987年生)は、中央大学の野球部出身で、天竜での合宿の経験があり、その後ヤマト運輸に就職(2010年)を経て、ヤマトホールディングス(2013年)に出向、その時にヤマト福祉事業団にて日本の障害福祉事業と課題を学ぶとともに、楽天球団の日本一(2013年)を目の当たりにし、地域スポーツの影響力を感じ、「福祉」×「スポーツ」を着想(2014年)し、事業計画策定を開始した。2015年8月㈱アドバンフォース設立。

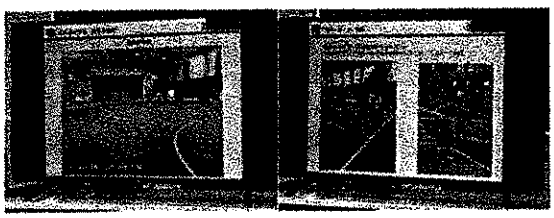
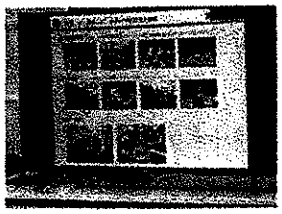
企業理念として「前進力で地域課題を解決して、日本を豊かにする」とのことで、㈱アドバンフォース(農業事業、飲食事業)、㈱プラネッツ(A型事業所：6か所、放課後等ディサービス：1か所)、㈱アストロプラネッツ(プロ野球事業、ダンス事業、スクール事業、障害者スポーツ支援)のグループで構成されている。

2017年7月に㈱茨城県民球団を設立、球団理念としては、「茨城県の皆様に“必要”だと思っていただける 総合型地域スポーツクラブを目指す！」としており、県内フレンドリータウン活動を通して、日本独立リーグ野球機構に属する。

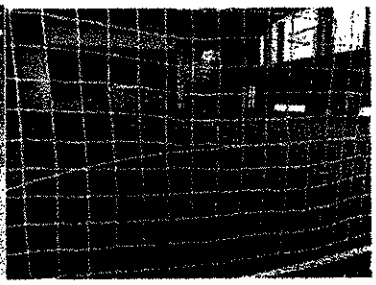
2019年のトータル観客数：２万人(平均観客数：667人)、2020年：約9千人、2021年：約1万4千人、2022年：約２万人。

YouTubeによる試合中継視聴者数は、2020年：約6千人、2021年：約13万人、2022年：約25万人と急増している。

2021年6月29日、笠間東中学校の廃校利活用：「健康スポーツ」「地域福祉」「レジャー」３つを柱とした総合施設として利活用事業を実施する協定締結を行った。施設内には、サテライトオフィス、オープンリビグ、まちのコンシェルジュ、キッチン、栗貯蔵エリア、栗加工工場、栗作業スペース、福祉作業所、体育館、ランドリーカフェ、フィットネスエリアがある。施設整備に1.5億円を投資した。


フィットネスエリア(危機はプロ仕様)


フィットネスエリア　　体育館(床は人工芝)　　キッチン(栗加工工場)





カフェ　　グラウンド　　モンブラン(飲み物ともで2,000円)

農福連携：農業分野の抱える問題(農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増加)

福祉分野の抱える問題(就労・活躍の場の不足、賃金が少ない、地域からの孤立)

⇒ 労働力の確保、地域経済の活性化、地域活動・交流の活性

茨城県は栗の生産量が日本一であり、笠間市は県下市町村別でトップクラスである。しかし、あまり知られておらず知名度が低く、他都市へ流れてしまう。障害者にとり、作物の収穫判断は難しいのだが、栗であれば落下したモノは収穫物となる。その特産品を、加工し高次の商品とすることにより、価値は上がる。その経済活動と地域との結びつきをスポーツとしたところに、この事業の特色がある。場所の選定を２～３カ所に断られ、その理由はさまざまであったとのことであるが、笠間市は、伴走してくれ、出来るための方策を考えてくれたとのことであった。山根社長は、茨城県出身であるが、出身地のひたち

なか市ではなく笠間市にした理由がそこにある。リーダーの志と事業の物語性(ストーリー)の重要性と周り(行政)を巻き込む好事例を視察させて頂いた。

本市にもこの様な人が現れないか、また“山里いきいき応援隊(地域おこし協力隊)”にも応用・活用できないかと考えた。

【第３日目】

視 察 先：盛岡市役所

視察項目：歴史まちづくりについて

竹田 浩久 盛岡市議会市長と髙橋 智巳 教育委員会事務局 歴史文化課長兼盛岡市遺跡の学び館長のご挨拶を頂き、教育委員会事務局 歴史文化課 三浦 陽一 文化財・史跡担当 文化財副主幹と都市整備部 景観政策課 廣瀬 拓磨 主事に説明をいただく。



竹田 浩久 盛岡市議会市長



三浦 主管（右）、広瀬 主事(左)

今回の視察に際し、事前勉強会を都市整備部土地政策課による開催した。感想としては、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下、歴まち法)」は、文科省、農林水産相、国交省参照の共管法として施行された。現在91都市が認定されている。ＫＰＩ(中間目標)としては100都市としている。本市は、令和４年６月に認定された。

最初に、三浦 主管から「『盛岡市歴史的風致維持向上計画』の概要と計画認定後の取組等について」伺う。

計画策定体制：庁内組織：計画策定連絡会議(関係課長等11課)

：ワーキンググループ(連絡会議の下部組織)

庁外組織：盛岡市歴史まちづくり連絡協議会(平成29年９月に設置。委員12名は有識者などにより構成、任期は１年)

市民意見の反映：パブリックコメントの実施

市職員による計画策定：歴史文化課(1名)、景観政策課、観光交流課(各１名)

策定の目的として、「『歴まち法』の基づき盛岡市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ継承していくために必要な事項を定め、市民の関心と機運を高めながら、盛岡市の持つ美しいまち並みや文化、人材などの地域資源を活用しながら、まちの魅力と活力を維持・向上させ、盛岡市らしいまちづくりを推進する。」ことにより、「計画認定に伴う国の支援措置を活用し、歴史的まちづくりを推進する。」としている。

計画策定の背景として

- 歴史的建造物の保存・活用及びその周辺の景観に関する課題(街路整備や建物の老朽化に伴う新・改築等による維持困難のための解体・撤去等が進行：古い商家 ⇒ 駐車場、老舗料亭 ⇒ 集合住宅)
- 市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化に関する課題(過疎化や少子高齢化などにより、継承すべき人材の確保が困難となり、活動の休止を余儀なくされる民族芸能保持団体の出現 ⇒ 以前は、学校を休んででも、祭りに参加)
- まち並みと景観形成に関する課題(城郭としての歴史的景観の欠如。電柱や電線、現代的な建築物との混在。地場産業(南部鉄器)発展と観光振興を目的とした施設の郊外設置と移転)

があり、以下の様に設定した。

1)盛岡さんさ踊りに見る歴史的風致

2)盛岡八幡宮とその周辺の祭礼に見る歴史的風致

3)水と関わる暮らしに見る歴史的風致

4)盛岡の伝統産業に見る歴史的風致

とし、盛岡歴史的風致維持向上区域の重点区域の名称のもと、重点区域の面積を890.41ヘクタールとした。

それらに加え、重点区域における施策・事業や歴史的風致形成建造物の指定も行っている。

平成 30 年(2018)11 月に認定された。

廣瀬 主事からは、認定された「盛岡市歴史的風致維持向上計画(平成30年度～令和９年度)」の中間評価シート(平成30年度～令和４年度)の説明があった。

シートには、総括シート(様式１)、方針別シート(様式２)、波及効果別シート(様式３)、代表的な事業の質シート(様式４)、歴史的風致別シート(様式５)、庁内体制シート(様式６)、住民票化・協議会意見シート(様式７)、全体の課題・対応シート(様式８)から構成されている。

本年１月にニューヨークタイムズ誌の2023年行くべき世界の52か所に盛岡市が選定された。

以上

視察報告書

創造浜松
湖東秀隆

木更津市
視察項目　オーガニックビレッジ宣言について

平成28年度に、「木更津市　人と自然が調和した持続可能なマチスクリの推進に関する条例」とともに、木更津産のお米や加工品の消費拡大に向けて「木更津産米を食べよう条例」が制定された経緯もあり、翌年度には、「オーガニックなまちづくり　アクションプラン」が策定され、地元野菜を食べて循環・学校給食プロジェクトに取り組み、食育の推進・有機米の生産促進に向けた取り組みへの支援となり、令和元年度からは、専門家の技術指導のもと、５名の生産者の協力を得て有機米栽培が開始され、（約1.8ha）収穫された有機米を市内全小中学校の給食に提供（学校給食３日分)、その後徐々に生産者も増え、令和４年度には、生産者14名となり、学校給食８６日間分に増加した。

市長の強い意向もあり、他市から講師をお呼びして行政として真剣に取り組む姿勢を市民にアピールされたようであり、学校給食での米飯に限らず、市内での農作物についても積極的に取り組んでおり、有機JAS認証指定講習会の開催を通して有機農業者の増加を図っており、現在、大豆・さつまいも・ブルーベリー・れんこん等が生産され商品開発も行われている。

一方、耕作者との温度差もあり有機米栽培は講演会通りではなかなか行かないようで、深水による栽培のため、種苗の時点から通常よりも大きく生育しなければならず、また、土壌改良や雑草の管理についても思った以上に労力がかかることで、生産者拡大に課題があるとの生産者の意見を伺うことができた。（同席した副議長が農業経営者で本人も研修を受けたが、上記のような課題もあり通常米を生産している。）

学校での取り組みについては、児童・生徒への健康・自給自足・農業経営を学ぶ良い機会となったと考える。

市としても有機農業関連予算は年々増加しているが、クラウドファンディングや市内に事業所を構えたポルシェ社からも寄付を受け、近年有機農業への認識と理解は深まってきたと感じているとのことである。

今後の木更津市でのオーガニック米普及推進事業などにより、「オーガニックなまちづくり」生産者の拡大と生産量の増加によりブランド米となり、全国

に知らしめることを期待する。

笠間市

少子化により各自治体ともに公共施設、特に学校の統廃合により、廃校後の維持管理等についての対応が課題である。
笠間市は、廃校となった４学校の利活用について、地域住民と統廃合の時点で協議を実施し、各学校を新たな拠点に再生するため、サウンディングを実施して、現在では株式会社茨城県民球団が受託され、地域福祉からスポーツ振興まで幅広く有効活用をしている。

その中でも旧東中学校については、障がい者を雇用して、会社側が休耕農地を借り上げ特産品の栗を生産・加工・販売まで障がい者に農場の管理から収穫までを受け持ってもらう授産所システムを構築、校舎内に栗の加工場を整備、その横の教室を喫茶ルームにリノベーションして多くのお客様に栗を中心としたスイーツの提供をしており、障害者が喫茶ルームの手伝いと栗をペースト状にして袋詰めにして小売店へ販売する業務までを担っている。その売り上げがが、障がい者への給料になっている。

一方、体育館には人工芝を張り地元の子どもたちのスポーツの場としての活用、サッカーチームの練習場としても貸し出しをしている。また、校舎内にはフィットネスジムを開設して地元住民の皆様への貸出、茨城アストロプラネッツのトレーニング場として活用されることにより、地元住民との接点が多く親近感も湧き地元球団としての人気も高く多くの方からの応援も増えている。

そのほか、障がい児者への支援も取り組んで来られているため、障がいスポーツでの関わりは全国に広がっている。

社長からの発言の中で、「障がい者雇用に結びつける企業や事業所からの仕事は受けではいけない。積極的に障害者でもできる仕事を見つけ取り組ませることが必要である。」として、「農産物生産での詳細な指導（収穫時期や消毒時期）よりも、実がなるものの収穫など、単純で障がい者が解りやすい仕事を授産所が与えてあげること。」でした。

本市でも、学校施設の統廃合により利活用されていない施設は、単なる倉庫としての利用だけでなく、有効利用により複数のメリットが期待できる活用法を検討するべきであり、このような事例を各部が横断的発想で協力して実施す流べきと考える。

盛岡市

歴史まちづくり

本市も同時期に採択された計画ではあるが、本市での「歴まち法」の活用と盛岡市で策定された計画には、若干の創意工夫の考え方に違いがあると感じた。

無形文化財についても、本市が各種団体に対しての支援策よりも、政教分離の観点ではなく、古くから地域住民が受け継いできた伝統芸能という観点で、活動団体へ継続のための支援を実施していることである。本市では、市内の歴史的建造物等を点として捉え、整備計画や改修事業が主な事業内容と考えられるが、盛岡市では、もう少し市民が受け継いできた歴史や伝統と歴史的建造物などと結びつけて、景観維持や保存計画を組み立てており、無形文化財である伝統の「さんさ踊り」についても、市中心部と農村部を大きくエリアとして計画に含め広く市民活動への支援も計画に組み込まれている。

また、歴史的建造物については、有形文化財の価値観について市民からの意見や町並みとのバランスを協議し、より良い保存・改修・活用に向けて取り組んでいるが、個人所有では維持が厳しくなっており解体撤去等が目立ってきたことから、市がこのような案件についても保存・改修に支援策を講じており、市全域での景観保存やまちづくりとして活用されており、観光客もコロナ前と同等に増加しているようである。

このようなことから、盛岡市職員のこの施策における地域との連携が深いことも感じられた。

大河ドラマ「どうする家康」が放映されているこのタイミングも活かしながら、もう少し、市域全域での繋がりを深くするべきと思う。また、伝統芸能として後世に残す無形文化財についても、行政が一宗教の考えではなく、各地域の現状をしっかりと把握し、地域連携を深め今後も若い人たちへ引き継いでいただける教育委員会や地域コミュニティ担当も含めた協議の場を立ち上げるなど様々な支援策を検討するべきと考える。

計画では、それぞれの建造物や地域の民俗芸能が事業項目に掲載されているが、今後は、その『点』と『点』をどのように結びつけ、線・面に拡充していくアイディアが必要と思われる。そして、産業・観光・文化に反映されることが重要であることから、本市においても、再考する必要があると考える。

視察報告書

報告者
創造浜松　太田　利実保

◆ 視察日程　令和５年７月１０日（月）～１２日（水）

◆ 視察先　　千葉県木更津市、茨城県笠間市、岩手県盛岡市

◆ 視察内容

≪7/10 木更津市：オーガニックビレッジ宣言について≫

食料自給率の向上、担い手の確保、農業経営の安定化、農村の維持など多くの課題を抱える食料・農業の現状の中で、食品の安全確保についても消費者の関心が高まりをみせている。昨年策定された「みどりの食料システム戦略」では、低リスク農薬への転換、化学農薬の使用量を 50%低減、化学肥料の使用量を 30%低減、有機農業の取り組み面積の割合を 25%（100 万 ha）に拡大等、環境負荷を軽減し持続可能な農業を実現するとともに、食の安全、豊かな食生活を目指すこととしている。

こうした戦略を踏まえ、農林水産省では、有機農業に地域で取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出に取り組む市町村の支援を 2021 年度から開始、2025 年度までに 100 市町村でオーガニックビレッジを創出することとし、これまでに 45 の市町村が宣言を行なっている。（R５/6/4 時点）

木更津市では本年３月に宣言を行なっているが、木更津市のオーガニックへの取り組みは早く、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承していくため、「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」（通称：オーガニックなまちづくり条例）を平成 28 年 12 月 15 日に施行した。

「オーガニックなまちづくり」：「オーガニック」を「持続可能な未来を創るため、地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする考え方」と捉え、これをまちづくりの視点として、人と自然が調和した持続可能な都市を構築し、次世代に継承しようとする取組

「アクションプラン」：（平成 29 年３月策定）

１　経済循環を高める食×農プロジェクト

２　脱炭素化プロジェクト　３　支え合いによる防災減災プロジェクト

特徴的な取り組みとしては、生産された有機米を学校給食に提供する「きさらづ学校給食米」事業で、令和７年度には、市内 30 校の小中学校の米飯給食を全て有機米にすることを目標としている。現状 25ha の栽培面積を 35ha まで増やす必要があり、雑草防除対策や収量確保対策など栽培技術の確立が課題であるという。（木更津市議会の石井副議長が視察に立ち会ってくれた。副議長は米農家であるが有機の取り組みはしていない。代掻きでトロトロ層をしっかり作ること、深い水で管理しなければならないこと、育苗箱である程度大きくしなければならないことなど、取り組みの難しさを語っていた。）

有機米への取り組みは令和元年からであるが、手間や経費がかかる有機栽培への理解を得るのが難しく、当初は協力してくれる農家の確保に苦労したようである。専門家による研修会等を経て、５名の生産者から始まり、現在は 14 名まで広がった。ここまで広がりを見せたのは、田植え機や播種機の購入、学校給食費有機米差額分補填、有機専門家の派遣指導など、行政が伴奏してきたからこその成果である。また、学校給食で使用するという出口がしっかりとしていることも重要なことで、農林部門と教育部門の連携がしっかりと取れていることもうなずける。

米以外の食材も、学校近くの生産者が有機で栽培したものを直接学校に納めている例もあるようで、実際に完全無農薬の給食に取り組んだ学校では、子どものアトピーが減ったとのこと。

オーガニックへの取り組みは、首長の強い意向により始まり、ここまで実績を上げてきた。今後はさらに有機給食米 100%を目指すほか、ブランド米としての地位を確立させ他地域へ売り込むとともに、産業としても自立したものとして新規就農に結びつけていくという。

｛意見等｝

浜松市の農業振興ビジョンでは、有機農業の推進についての直接の言及はないが、関連する政策としては、《「安全安心な作物の生産と流通」：環境に配慮した農業生産の推進やトレーサビリティ及びＧＡＰの普及を進める。「食農教育、地産地消の推進」：学校給食や教育現場での農業に関する教育や農業体験を行い浜松産の農作物に対する理解を深め、地産地消のメリットを周知する。》と記載されている。

また、平成 26 年度には、農林水産業及び食品関連産業の活性化に向け、海外販路の開拓支援を行うことを目的として、「浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会」を設立し、海外食品展示会への出典や現地プロモーションなど、様々な取り組みを実施している。その取り組みの一つとして、令和３年に「有機農業・有機ＪＡＳ・ＧＡＰ認証事業部会を発足した。

しかしながら、本市の有機に対する支援は、こうした海外販路開拓支援や国の間接補助制度はあるものの、生産者に対する政策的な取り組みはないのが現状で、環境保全や食の安全、食と健康といった視点でのアプローチもない。こうした視点に加え、食料自給率、地産地消などの社会的な必要性を鑑みれば有機農業への取り組みは重要なものであると思う。

木更津のように、農業の 85%が稲作であるという、コメに特化して取り組む土壌がある一方、本市の場合は、米、野菜、果物、お茶など数多くの生産物があることで、ターゲットを絞り込むことは難しいが、学校給食という出口を押さえることできっかけを掴むことは可能ではないか。

取り組むにあたっては、生産者への理解を深めること、そして、財政支援が必要であるが、安全な食がもたらす健康増進、それによって医療費の削減につながることや、特に子どもたちの健全な発育のためには大切なことであり、有機農業への投資は、有意なものであることには違いない。

≪7/11 笠間市：茨城県民球団アストロプラネッツについて≫

笠間市への視察は、茨城県民球団が廃校となった旧笠間東中学校を本拠地として活動しているということで、活用に至るまでの経緯や活用実態について話を伺った。

廃校の利活用については、少子化に伴う児童生徒数の減少により毎年多くの学校が廃校に追い込まれている。廃校施設は地方自治体や、その地域にとって貴重な財産であり有効活用が望まれるが、思うような活用が行われている実態はあまり多くない。

こうした状況から、国では、平成 22 年から「みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げ、活用用途を募集している全国の廃校施設情報を集約・発信する取組やイベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて廃校施設の活用を推進している。いくつかの事例を見てみると、自治体が社会教育施設への転用

を図るもの、企業の食品加工施設、道の駅、介護施設等々、様々な活用方法が見られるようになった。

視察先の旧笠間東中学校は、平成２７年３月に廃校となり、同時に廃校となった旧東小学校、旧佐城小学校とともに、学校跡地の利活用について、統廃合の過程において合わせて検討を始めており、廃校となった翌年には地域との協議を経て活用の方向性を決め、サウンディングを開始した。

そして、令和３年６月に（株）茨城県民球団と旧笠間東中学校利活用に係る事業実施の協定を締結するに至るわけだが、注目すべきは、サウンディングを実施する前に地域との協議を丁寧に重ねている点、また、サウンディングにあたっては、笠間市職員が積極的に営業を行っている点である。球団の方の話の中でも、市職員の熱心な営業活動によって旧笠間東中学校を選んだとのことである。

協定締結後においても、行政が農地の斡旋をするなど支援を継続しており、笠間市総合戦略で掲げている、「既存ストックの維持管理、有効活用に向けてマネジメント力の強化を図る」をまさに体現したものと言える。

事業の内容は、「健康スポーツ」、「地域福祉」、「レジャー」の３つの柱のもとに行われている。農業×福祉×スポーツを交えた事業としては、障害者に対して球団の選手がスポーツ指導を行なったり、市の特産品である栗の栽培、加工、販売に障害者が携わる事業などがある。現在、約 180 人の障害者を雇用しているとのこと。

〔意見等〕

本市においても、中山間地域を中心に多くの廃校・廃園が存在する。こうした施設は地域コミュニティの核となるもので、地域の要望に応えるために有効活用をして地域活性化に結びつけることが望まれる。

昨年には、中山間地域遊休財産活用アドバイザーからの助言をもとに天竜区内の廃校についてプロポーザルによる公募を実施、企業や個人からの応募があり、借受人が決定した物件もある。ただ、廃校を活用する場合、老朽化等による修繕や、外構の整備、電気や水道の維持費、消防法への対応など、イニシャル、ランニングコストともに負担が大きいため、ハードルが高い。

茨城県民球団は、廃校活用にあたり、これまですでに１億５千万円を投資しており、今後さらに数千万円の投資が必要であるという。球団はアドバン

スフォースグループというグループ会社の一員で、グループ会社としては、就労支援A型、放課後デイ、飲食事業など多角的に経営していることから、こうした投資が可能なのであろう。

いずれにしても、廃校など遊休財産を活用するにあたっては、まずは地域の要望を聞く中で、活用方針を定め、その上で公募をかけていく。公募をかけるだけでなく、職員による積極的なアウトリーチも必要で、事業者が決定した後は、職員が伴走して出来る限りの行政支援をしていくなど、職員のマネジメント力が必須である。

農業×福祉については、農業従事者の減少及び高齢化、耕作放棄地の増加などの農業が抱える課題、就労の場が不足していることや低賃金といった福祉が抱える課題に対して、主には栗の栽培・加工を通じた農福連携を実践することで課題を解決。さらには県民球団というスポーツを通じて地域住民との交流が広がり、また、地域経済の活性化も期待できるなど、今回の視察では、文字通り地方創生につながる事例を垣間見た。

≪7/12 盛岡市：歴史的風致維持向上計画について≫

平成20年に歴史まちづくり法が施行され、神社仏閣等歴史上価値の高い建造物やその周辺の歴史的建造物の保存活用、また、そこで工芸品の製造や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の営みを維持し、後世に継承することを目的に各自治体でその取り組みが進んでいる。法施行以来、91の自治体で計画が策定され、本市においても昨年3月に計画が承認された。

視察した盛岡市は、平成30年に計画が承認され、盛岡城石垣修復工事や紺屋町番屋の改修等歴史的建造物の保存活用、また、景観保全のための無電柱化など事業が進められている。ニューヨークタイムズが発表した「2023年に行くべき52箇所」に盛岡市が選ばれ、ロンドンに次いで2番目に紹介されたことで、海外からの来訪者で賑わいを見せているという報道を目にし、歴史的風致維持向上計画の成果がどのように現れているのか興味を持った。

盛岡市の歴史的風致は、「さんさ踊り」、「盛岡八幡宮と周辺の祭礼」、「水に関わる暮らし」、「南部鉄器、わんこそばなどの伝統産業」の4つ。重点区域は中心市街地の890ヘクタールで比較的コンパクトにまとまっているイメージである。計画策定にあたっては、教育委員会事務局歴史文化課が中心と

なって進め、策定後の進捗管理は都市整備部景観政策課が所管している。令和４年度の全体事業費は約２千万円で２分の１が国から補助されているという。

この計画策定により、文化財保護法に当たらない建造物への支援や祭礼の活動支援という宗教行事に公費を出せるというメリットがあるとのこと。課題としては、この事業に対する市民の認識が薄いこと、無電柱化や景観眺望の制限などにより良好な景観形成を行っている一方で盛岡城跡周辺は中高層建築物などで景観を損なっている部分があること等であるが、劇的に進む事業ではないため、新たな風致を加えることを検討しながら着実に事業を進めていくとのことであった。

{意見等}

コンパクトにまとまっている盛岡市に比べ、本市の計画は市内広範囲に渡っている。維持向上すべき歴史的風致は 12 風致、重点区域は表浜名湖、奥浜名湖、天竜二俣と３カ所を指定している。広範囲であり、事業の実施は文化財課、市民協働地域政策課、市街地整備課、産業ＣＰ課、農業水産課、土木部など多くの課にわたるため、所管する土地政策課は、しっかりと進捗管理をしていかなければならない。また、進捗管理していく中で、盛岡市では特に成果指標を定めていないが、市民意識の認知度や来訪者数など目標値を定めていくことも考えるべきではないかと思う。

この事業は新たに何かを生み出すものではなく、伝統文化を後世に引き継ぐための事業であり、劇的に変化があるものではないものの、消えかかろうとしている郷土芸能の保全や歴史的な建造物や街並みを維持していくためには、人が主役であり、地域住民の意識をもっと高めていく必要性を感じる。

本事業は、地域固有の歴史や伝統を反映した人々の営みとその活動が行われる歴史的な建造物とその周辺地域の良好な環境を維持向上させることで、地域のまちづくりが推進され、また、子どもたちの地域への思いを育むことにつながり、持続可能な地域社会の実現が可能となる大切な事業である。今後の計画の進捗をしっかりと検証、評価していきたい。

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 6 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	20,017円	氏　名	湖東 秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 7 月 5 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	20,017円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
1	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
2	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
6	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
7	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
8	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
12	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
13	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
14	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
15	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
20	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
20	地域要望に関する調査	於呂～高薗～於呂	調査	19	703					
22	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
24	地域要望に関する調査	於呂～和田～於呂	調査	40	1,480					
25	地域要望に関する調査	於呂～貴布祢～於呂	調査	14	518					
27	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
30	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
合　計				1	20,017					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式６）

旅　費　支　払　証　明　書

出張年月日	令和５年　８月　１日　～　令和５年　８月　２日
出張先（目的）	ニセコ町、札幌市

出張者氏名	森田賢児	太田利実保		

旅　費　額　内　訳

項　目	金　額	備　考
交通費	〃１７９，４４０円	詳細は下記および別紙添付 (8)
日　当	〃６，０００円	@ 1,500円×2人×2日 (9)
宿泊費	〃２９，６００円	@ 14,800円×2人×1泊 (10)
交通費	〃　３，５７３円	駐車場代、レンタカーのガソリン代 (11)
	円	
合　計	円	

金　額		百	拾	万	千	百	拾	円
			2	1	8	6	1	3

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和５年　８月　８日

会　派　名　　浜松市議会創造[redacted]

代　表　者　　遠山　将吾　[redacted]

〈詳細〉

（様式６）

〈別紙　領収書添付欄　１〉

(8)

№ 135984

領　収　証

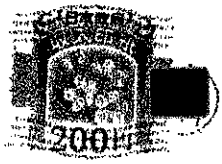
2023年 7月 25日

創造 [redacted] 様

¥ 179,440－

但 3月10・20日
分御予約として

上記の金額正に領収致しました



現　金	○
小切手	
振　込	

観光庁長官登録旅行業第30[redacted]

(株) ハマカン トラベル

本　　社　浜松市中区上島2丁目23-34 [redacted]

承認	経理	預者	扱者
			[redacted]

註 ① 此の領収証に社印及取扱者の印のないものは無効です
② 金額を訂正したものは無効です

100

（様式６）

<別紙　領収書添付欄　2>

(11)

COSMO

納品書　（領収書）

北日本石油（株）
ピヤ・ストリート信濃
TEL:0123-22-0258　　SS-061788
登録番号：T5010001075985

2023年08月02日 13:40　伝票No.0123
通番3058

創造浜松　様　*
61-06178-000003-001
売上　　現金フリー

11200
レギュラーガソリン　P14　¥2573
数量　14.70(L)
単価　@175

合計　¥2,573
(内ｶﾞｿﾘﾝ税　@53.8　¥791)
(内税分消費税　¥234)
(10%税込対象額　¥2573)
(10%消費税　¥234)
お預り　¥5,000
お釣り　¥2,427
6076-6076 03 2023/08/02
上記にて領収書に替えさせて頂きます

◆◆◆　釣り銭　◆◆◆
2023年08月02日 13:40
2,427円

2057403030583
精算機に本レシートをかざして
お釣をお受け取り下さい。

1日目 新千歳空港 →
レンタカー
2日目新千歳空港 までの
ガソリン代

井門札幌ビル駐車場

≪領収書≫
[NO.　8]
23年08月02日09:59 --08月02日11:27
駐車料金　1,000円
合計　1,000円
お預り　1,000円
お釣　0円
NO.040764

2日目の
札幌市役所
駐車場代

COSMO 写

納品書　（領収書）

北日本石油（株）
ピヤ・ストリート信濃
TEL:0123-22-0258　　SS-061788
登録番号：T5010001075985

2023年08月02日 13:40　伝票No.0123
通番3058

創造浜松　様　*
61-06178-000003-001
売上　　現金フリー

11200
レギュラーガソリン　P14　¥2573
数量　14.70(L)
単価　@175

合計　¥2,573
(内ｶﾞｿﾘﾝ税　@53.8　¥791)
(内税分消費税　¥234)
(10%税込対象額　¥2573)
(10%消費税　¥234)
お預り　¥5,000
お釣り　¥2,427
6076-6076 03 2023/08/02
上記にて領収書に替えさせて頂きます

◆◆◆　釣り銭　◆◆◆
2023年08月02日 13:40
2,427円

2057403030583
精算機に本レシートをかざして
お釣をお受け取り下さい。

写

井門札幌ビル駐車場

≪領収書≫
[NO.　8]
23年08月02日09:59 --08月02日11:27
駐車料金　1,000円
合計　1,000円
お預り　1,000円
お釣　0円
NO.040764

（様式８）

令和５年　７月１４日

会派名　　浜松市議会創造浜松
代表者　　遠山　将吾　　様

会派名　　浜松市議会創造浜松
氏　名　　遠山　将吾

出　張　届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

１　出張者
　　森田賢児　　太田利実保

２　期間及び出張先
　　８月　１日（火）　ニセコ町
　　２日（水）　札幌市

３　目的
　　ニセコ町　　水道水源保護条例、地下水保全条例について
　　札幌市　　子育て支援について

視察依頼書送付願

令和5年 7月14日

浜松市議会議長 様

会 派 名　　浜松市議会創造浜松
代表者氏名　　遠山 将吾

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

視察行程表

◆視察日程　令和５年８月　１日（火）～　２日（水）
◆視 察 先　ニセコ町、札幌市
◆視察議員　森田賢児議員、太田利実保議員
※集合…

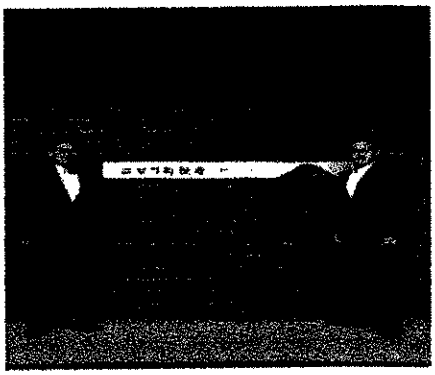
８月１日（火）	e-WING　JL3103 浜松 5:45＝＝8:00 中部国際空港――→11:10 新千歳空港 11:50 レンタカー2 時間 ＝＝＝＝ニセコ町　※昼食 **《ニセコ町視察》　14：30～16：00** **調査項目** **・水道水源保護条例、地下水保全条例について** レンタカー15 分 ニセコ町＝＝ホテル 《ニセコ町・泊》	**ニセコ町役場** **企画環境課** **担当者：　大野　様** **TEL:0136-44-2121（146）** **《宿泊先》** ﾆｾｺﾉｰｻﾞﾝﾘｿﾞｰﾄ･ｱﾝﾇﾌﾟﾘ **TEL:0136-58-3311**
８月２日（水）	レンタカー3 時間 ホテル＝＝＝＝10:00 札幌市役所 **《札幌市視察》　10：30～11：30** **調査項目** **・子育て支援について　※昼食** レンタカー1 時間　ANA714 札幌市役所 15:30＝＝＝＝16:30 新千歳空港 19:20――→21:00 ※夕食 e-WING 中部国際空港 22:00＝＝24:05 浜松駅	**札幌市議会事務局** **政策調査課** **担当者：　三名木　様** **TEL:011-211-3164**

（様式10）

令和５年　８月１４日提出	
（あて先）　会派名　浜松市議会創造浜松 代表者　遠山　将吾	
報　告　書	
出張年月日	令和５年　８月　１日（火）～　令和５年　８月　２日（水）
出　張　先	ニセコ町、札幌市
出張の理由	ニセコ町　　水道水源保護条例、地下水保全条例について 札幌市　　子育て支援について
出　張　者 氏　名　印	森田賢児[redacted]　　太田利実保[redacted]
（出張の顛末）	
（備考）	

政視察報告書

報告者：森田賢児



日　　時：令和５年８月１日
場　　所：北海道ニセコ町
視察事項：地下水保全条例
　　水道水源保護条例ついて

出席者：森田賢児 太田利実保

ニセコ町の基本的な考え方

ニセコ地域の経済(観光・農業)→豊かな自然環境が基盤→「今ある自然環境が崩壊すれば産業基盤が失われ、暮らしが保てない」　危機感

ニセコ町の環境方針の「資源・環境保全」の面から環境基本条例、環境基本計画、水道水源保護条例、地下水保全条例を策定された。
【ニセコ町地下水保全条例】
地下水の大量取水を規制し、地下水の枯渇・地盤沈下等を防ぐ
50万円以下の罰金、又は３０万以下の罰金
【ニセコ町水道水源保護条例】
水道水源保護地域内への建物等の設置を規制
(水道水源７/15カ所指定　全568筆　役200ha)　１年以下の懲役又は５０万以下の罰金

罰則を設けている点に、行政としてこの自然を守っていくと言う強い覚悟を感じる。
但し、乱開発など確実に抑止することはできない。また、状況によっては裁判になる可能性もあり得る。
ニセコ町はこれらの条例で一定防げているが、隣の倶知安町などでは外国資本による開発が進んでいる。

何百人規模のホテル等が建設されると、周辺住民5000人の水利用に影響が出る。
→当該地域は、地下水源に頼っている為、水に対する意識が高い。

土地の売買は規制できないが、建物の建設については景観の条例等で対応できる。

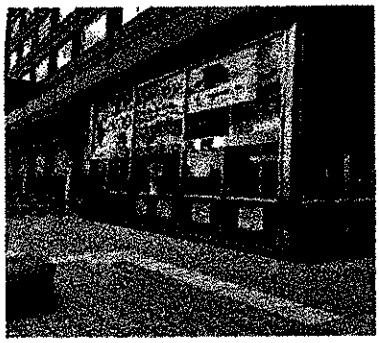
本市も地下水源を有していることから、同様の施策が可能であると認識した。

政視察報告書

報告者：森田賢児

日　　時：令和５年８月２日
場　　所：北海道札幌市
視察事項：子育て世代を対象とした市営住宅
　　について

出席者：森田賢児 太田利実保



・安心して子供を産み育てられることのできる居住環境づくりを目的とし、第１号棟を平成 25 年～26 年にかけて建設。その後、平成 29 年にかけて第３号棟まで建設。
公園に隣接した立地や、乳幼児の事故防止に配慮した室内設計また集会所の併設など、目的に沿った公営住宅となっている。

・入居要件は、小学校就学前の子供がいる世帯
入居期限は、一番下の子供が中学校を卒業するまで
収入基準は２１４,０００円以下(裁量階層世帯)
入居期限日到来後も退去しない場合は近傍同種家賃の２倍を請求

・入居状況は芳しくない。
当初の平成 30 年度の 90%をピークに令和元年は 82%、令和２年には 77%、令和３年度は 78%、令和４年は 79%となっている。

・当該住宅以外に市内の市営住宅は約２万６千戸あり、約２万２千人が入居している状況だが、54%が 65 歳以上となっている。

【考察】
子育て支援策の一環となるかと期待されたものの、応募状況は芳しくない。
子育て世代が求める支援策の需要と、行政が提供する住宅施策の供給が合致しているものなのか、よく見極める必要がある。
また、本市には、町内の住宅のほとんどが市営住宅という町もあり、若い世代を呼び込むことが課題となっている。そのような町における当該施策の有効性も期待していたが、むしろ、今般の公営住宅施策の課題は全国的なものであることを認識した。

視察報告書

報告者
創造浜松　太田　利実保

◆ 視察日程　令和５年８月１日（火）～２日（水）

◆ 視察先　　北海道虻田郡ニセコ町、札幌市

◆ 視察内容

≪8/1 ニセコ町：水道水源保護条例について≫

以前から指摘されている外国資本による日本の土地の買い占め問題は、日本の安全保障上極めて重要な事態である。日本の国土が外国に買われ、そこで生み出された財は海外に流出、また、自衛隊など重要な施設周辺であれば安全保障、水源地であれば国民生活への影響などの懸念が生じる。外資による土地取得に対して全くの無防備であったが、航空自衛隊千歳基地隣接地で外資による大規模な土地取引が明らかになったことをきっかけに、外資による土地取引を規制すべきという声が広がり、令和３年の通常国会においてようやく土地利用規制法が成立した。ただ、この法律は自衛隊基地や原子力発電所などの重要インフラ施設周辺１キロと国境離島などを「注視区域」とし、所有者の国籍や氏名、利用状況を調査できる、また、特に重要性が高い区域は「特別注視区域」と定め、売買の際には事前に国籍や氏名を届けることを義務化するという内容で、外国資本による土地取引を規制するまでには至っていない。

外資による土地の買い占めは、北海道では中国資本によって別荘やリゾート地のみならず森林・水源地、自衛隊基地周辺の広大な土地が、また、国境離島の対島でも韓国資本による土地の買い占めが止まらない。北海道のニセコ町は、スキーシーズンに外国人が大挙して押し寄せる映像が映し出され、外資による土地買収が進んでいる町としてイメージ化されている。それに対抗する形でニセコ町は水道水源保護条例など開発を規制する条例を制定したということで、市域の約７割を中山間地域が占め、水源を涵養している本市においても重要なことであるという認識のもと実態を視察した。

ニセコ町では、確かに外国人による土地取得はあるものの、それによる開発は行われていない。そうした土地の売買はないとのことである。水道水源

保護条例及び地下水保全条例制定の背景は、基幹産業である農業、観光業を守るため、開発による観光ではなく先人が残した町の景観・環境を保全するという理念に基づくもので、外国資本等による乱開発が行われないよう、危機感を持って罰則まで規定した開発規制の仕組みを整備している。環境に配慮する姿勢を明確に示すことで住民の理解が得られ、共感する企業の進出も図られている。

平成16年の環境基本条例を基に、平成23年に条例が制定された。水道水源保護条例は、保護地域内への建物等の設置を規制するもので、7箇所、約200haを指定、違反した場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金。ただし、開発しようとする者を入り口から排除するものではなく、事前に行政と話し合いをする仕組みとなっており、守ることと開発、企業の自由な活動と住民の安全の両立を目指す形となっている。財産権が保障されており、土地売買を規制する法律がない中での措置である。

〔意見等〕

林野庁によると、平成18年から令和3年における外国人による森林取得の事例は、全体で303件、2,614ha、その内北海道が236件、1,857haと大半を占めている。静岡県内では熱海市が1件該当しているというデータがあるのみで本市での事例はないが、このままの状態を放置しておけば土地利用規制法に係る区域以外では野放図に広がりかねない。静岡県では昨年7月1日に施行された水循環保全条例により、水源保全区域内で土地取引や開発行為を行う場合は事前の届出が必要となったものの、あくまでも届出であり取引自体を規制するものではない。日本の国土を守るためには、外国資本による土地の売買や管理体制を構築するための法整備が必要で、多くの自治体から国に対して意見書が提出されており、本市も同様の趣旨の意見書提出を検討すること、また、法律が制定されるまでの間、ニセコ町のように水道水源を守るための条例制定を検討する必要があるのではないか。

視察の冒頭、片山町長が挨拶に来てくれて、ニセコ町の環境を守ること、開発ではなく守ることで観光振興を進めていくことを熱く語ってくれた。今は国に自然を守る法律がない、条例では売買を規制できない、特に森林は無制限で売買は自由。法による規制をするため浜松市からも国に対して働きかけ全国的な機運を高めてもらいたいとのことであった。また、条例制定時、

全所有者に周知するため郵送したが38%が宛先不明で、こうした所有者不明土地は今後も増えていくものと思われ大きな課題であること。解決のためには強制的に自治体所有になる法制化も考えるべきではないかとも話された。

水源保全の他、町の総面積の67%を占める森林の活用に向けて、町が出資し持続可能な森林整備・素材生産体制の構築、材の域内流通を促進し経済循環を構築する「株式会社ニセコ雪森考舎」を設立したこと、また、公共施設の一元的なエネルギーマネジメントや400世帯ほどのスマートタウン（ニセコSDGs街区）構築を目指す第三セクター「株式会社ニセコまち」の設立、2021年に竣工した新庁舎は高気密、高断熱によって光熱費が5分の1となったことや町民に開かれたフリースペースを設け、議場も一般の町民が会議等で使用できることなど町長から直接話を聞くことができ学びの多い視察となった。

≪8/2札幌市：子育て世帯を対象とした市営住宅の整備について≫

昨年生まれた子どもの数は77万人（死亡者数は150万人）、合計特殊出生率は1.26となり過去最低水準で、人口減少、少子化が加速している。子どもを産める女性の数が絶対的に少なく、結婚する割合も減少しており少子化に歯止めをかけることが非常に難しい状況の中で、政府は異次元と称して児童手当の拡充、保育施設の利用拡充、育休手当の拡充、出産費用の拡充などを目指している。そして、その財源として歳出改革や社会保険料の上乗せ議論があるが、社会保険料がさらに負担が増えることになれば本末転倒である。

出産可能な女性が減少していること、低賃金などで結婚しない割合が増えていることで少子化が加速している現実があり、子育て世帯への経済的支援が少子化を反転させることにつながるかどうかは疑問を持たざるを得ないがやらないよりはやったほうが良い。

経済的支援の一つとして、子育て世帯の住宅支援があり、札幌市は平成25年から29年にかけて3棟120戸の子育て支援住宅を整備した。小学校就学前の子どもがいる世帯であることを入居要件とし、入居期限は中学校を卒業するまでで公営住宅であるため月額214,000円の収入基準がある。入居状況は、令和4年時点で79%と年々減少している。

公営住宅全体では26,000戸あり、22,000世帯が入居、内12,000世帯が

高齢者世帯、全体としても入居は減少傾向にある。5,000 世帯を要する「もみじ台団地」では平成 28 年度から学生に目的外使用させているなど、入居促進策を図っている。公営住宅全体の統廃合など見直しを検討すべき段階にあるが現在は推移を見守っている状況にあるとのこと。

子育て世帯を対象とした住宅による効果は、低収入の世帯への支援策としては機能していると思われたが、それによって出生率が上がるなどの副産物は見られない。過疎化が進む地方においては、住宅支援施策によって明確に出生率の上昇や出生数の増加が見られる自治体もあるが、大都会の札幌市ではその効果は見られなかった。

{意見等}

浜松市の人口ビジョン（令和２年改訂版）の合計特殊出生率の目標値は令和６年で 1.84、現実は令和２年で 1.41 と目標の達成は難しい。結婚した一人の女性が出産する子どもの数は 1960 年ごろから変わっていないが、生涯未婚率が男性で３割、女性で２割に届こうとしており、また、1990 年代後半に起きるべき第３次ベビーブームが起こらなかったため出産可能な女性の数が減少している中において少子化は今後も進んでいく。この後に及んでは、結婚した女性が５～６人産まないと少子化は解消しない。

結婚しない理由の一つとして賃金が上がらない、国民負担率が上昇し可処分所得が減少していることが挙げられる。これは、消費税や社会保険料の負担が重いことが原因であり、国による施策によるところが大きい。

こうした中で、自治体としてやるべきことは、結婚する機会を提供することと子育て世帯に対する経済的な支援と言えるであろう。その一つとして子育て世帯への住宅支援を今回札幌市で視察したわけであるが、公営住宅を整備することは財政支出が多額となるため、家賃補助や空き家活用を検討することが考えられないか。また、移住施策として 100 万円、子どもがいればプラス 100 万円の支援があることを考えれば、元々の市民に対する助成制度があってもいいと思う。

いずれにしても、安心して子育てできる環境を整えることが大切で、安易に助成制度を創設して財政支出を増やすことが他の予算に与える影響を考える必要があるものの、国難と言われる少子化対策のため、少しでも少子化の波を遅らせ、将来世代に安心感を提供する施策の構築が求められる。

（様式６）

旅　費　支　払　証　明　書

出張年月日	令和５年　８月２９日　～　令和５年　８月３０日
出張先（目的）	山形県、横浜市

出張者氏名	遠山将吾	森田賢児	湖東秀隆	太田利実保

旅　費　額　内　訳

項　目	金　額	備　考
交通費	￥１４５，０００円	詳細は下記および別紙添付 (12)
日当	〃　１２，０００円	@ 1,500円×4人×2日 (13)
宿泊費	￥５９，２００円	@ 14,800円×4人×1泊 (14)
交通費	〃　６，１６０円	タクシー代 (15)
	円	
合　計	円	

金　額		百	拾	万	千	百	拾	円
			2	2	2	3	6	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和５年　９月　１日

会　派　名　　浜松市議会創造浜松

代　表　者　　遠山　将吾　[redacted]

〈詳細〉

（様式６）

<別紙　領収書添付欄　1>

(12)

No 135997

領　収　証

2023年 8月21日

創造法校　様

¥ 145,000

但 8月29日・30日 宿泊費として

上記の金額正に領収致しました

現　金	○
小切手	
振　込	

観光庁長官登録旅行業第304号

(株) ハマカン トラベル

本　　社 浜松市中区上島2丁目23-34 TEL

承認	経理	預者	扱者

註 ① 此の領収証に社印及取扱者の印のないものは無効です
② 金額を訂正したものは無効です

100

(15)

山形駅 → 山形県庁

領　収　書

No.0814

日付 '23年08月29日
車番 000253 000
基本運賃 ¥1830円
運賃料金計 ¥1830円
通行料他計 ¥0円
合計 ¥1830円
上記の通り領収致しました
消費税率 10%

ユトリアグループ
山交ハイヤー株式会社
登録番号：
T5390001002175
山形市桧町2－6－1
023-681-1515
蔵王営業所023-694-9611
介護事業所023-684-1513

山形県庁 → 山形駅(ホテル)

領　収　書

No.5161

日付 2023年08月29日
車番 000304 0000
基本運賃 ¥1,830円
合計 ¥1,830円
上記の様に領収致しました
消費税率10%
毎度ご乗車ありがとうございます
登録番号：
T7390001001051
相互タクシー(株)
山形県山形市錦町15－27
TEL023－624－1212

（様式６）

<別紙　領収書添付欄　2>

15

横浜駅→横浜市役所
No007

領収書

車両番号　803
2023年08月30日
料金内訳
乗車料金　￥1500円
運賃料金計　￥1500円

￥1500円
合計金額　￥1500円
内消費税額　136円
消費税率　10.0%
登録番号：T6020001010569

朋栄交通株式会社
☎045（381）2441
お車のご用命は、ラジオタクシーへ
☎045（226）3161
ご意見・ご要望は、
神奈川タクシーセンター
☎045（252）0300

横浜市役所→横浜駅

領収書

現・チ・ク・割引　No.8693
日付　'23年08月30日
車番　0011　000
メータ運賃　¥1000円
合計　¥1000円
上記の通り領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございます
タクシーの御用命は
横浜北交通㈱
横浜市港北区新羽町676
045（544）2834
ご意見・ご要望等は
神奈川タクシーセンター
045（252）0300

写

山形県庁→山形駅（ホテル）

領収書

No.5161
日付　2023年08月29日
車番　000304　0000
基本運賃　¥1,830円
合計　¥1,830円
上記の様に領収致しました
消費税率10%
毎度ご乗車ありがとうございます
登録番号：
T7390001001051
相互タクシー㈱
山形県山形市錦町15-27
TEL023-624-1212

写

山形駅→山形県庁

領収書

No.0814
日付　'23年08月29日
車番　000253　000
基本運賃　¥1830円
運賃料金計　¥1830円
通行料他計　¥0円
合計　¥1830円
上記の通り領収致しました
消費税率　10%
ユトリアグループ
山交ハイヤー株式会社
登録番号：
T5390001002175
山形市桧町2-6-1
023-681-1515
蔵王営業所023-694-9611
介護事業所023-684-1513

写

横浜駅→横浜市役所
No007

領収書

車両番号　803
2023年08月30日
料金内訳
乗車料金　￥1500円
運賃料金計　￥1500円

￥1500円
合計金額　￥1500円
内消費税額　136円
消費税率　10.0%
登録番号：T6020001010569

朋栄交通株式会社
☎045（381）2441
お車のご用命は、ラジオタクシーへ
☎045（226）3161
ご意見・ご要望は、
神奈川タクシーセンター
☎045（252）0300

写

横浜市役所→横浜駅

領収書

現・チ・ク・割引　No.8693
日付　'23年08月30日
車番　0011　000
メータ運賃　¥1000円
合計　¥1000円
上記の通り領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございます
タクシーの御用命は
横浜北交通㈱
横浜市港北区新羽町676
045（544）2834
ご意見・ご要望等は
神奈川タクシーセンター
045（252）0300

（様式８）

令和５年　７月　３日

会派名　　浜松市議会創造浜松
代表者　　遠山　将吾　　様

会派名　　浜松市議会創造浜[redacted]
氏　名　　遠山　将吾

出　張　届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

１　出張者
　　遠山将吾　　森田賢児　　湖東秀隆　　太田利実保

２　期間及び出張先
　　８月２９日（火）　山形県
　　３０日（水）　横浜市

３　目的
　　山形県　　部活動の地域移行コーディネーターについて
　　横浜市　　地域部活動推進事業について

視察依頼書送付願

令和5年 7月 3日

浜松市議会議長 様

会 派 名　　浜松市議会創造[redacted]
代表者氏名　　遠山 将吾

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

視察行程表

◆視察日程　　令和５年８月２９日（火）～３０日（水）
◆視 察 先　　山形県、横浜市
◆視察議員　　遠山将吾議員　森田賢児議員　湖東秀隆議員　太田利実保議員
※集合…８：００までに改札口

８月29日（火）	ひかり 636　つばさ 133　タクシー15分 浜松 8:17++++++9：42 東京 10:00++++++12:44 山形＝＝13:50 山形県庁 **《山形県視察》　14：00～16：00** **調査項目** **・部活動の地域移行コーディネーターについて** タクシー15分 山形県庁 16:20＝＝16:35 ホテル 《山形駅周辺・泊》	**山形県議会事務局** **総務課** **担当者：　小山　様** **TEL:023-630-2835** **《宿泊先》** **ホテルメトロポリタン山形** **TEL:**
８月30日（水）	タクシー15分　つばさ 128　上野東京ライン ホテル＝＝山形駅 8:02++++++10:42 上野駅 11:02++++++11:33 横浜駅 タクシー10分 ＝＝横浜市役所　　※昼食 **《横浜市視察》13:00～14：30** **調査項目** **・地域部活動推進事業について** タクシー10分　横浜線　ひかり 519 横浜市役所＝＝横浜駅 15:55++++++新横浜駅++++++17:27 浜松駅	**横浜市会議会局** **政策調査課** **担当者：　齋藤　様** **TEL:045-671-3047**

4名 禁2 遠森 喫2 湖、大

視察計画書　（遠山個人）

日時　令和５年８月２９日（火）～８月３０日（水）　山形県・横浜市

令和５年８月２９日（火）　１４：００～１６：００　　於　山形県庁

視察事項　【部活動の地域移行コーディネーターについて】

浜　　松　　８：１７
　　↓
東　　京　１０：００
　　↓
山　　形　１２：４４
　　↓　タクシー
山形県庁　１３：５０

※ 山形駅周辺宿泊

令和５年８月３０日（水）　１３：００～１４：３０　　於　横浜市役所

視察事項　【地域部活動推進事業について】

山　　形　　８：０２
　　↓
上　　野　１０：４２
　　↓
横　　浜　１１：３３
　　↓　　タクシー（約 20 分）　　横浜駅周辺で昼食
横浜市役所　１２：５０
　　↓　　タクシー
横　　浜　１５：５５
　　↓
浜　　松　１７：２７

（様式 10）

令和５年　９月　８日提出

（あて先）　会派名　浜松市議会創造浜松
代表者　遠山　将吾

報　告　書

出張年月日	令和５年　８月２９日（火）～　令和５年　８月３０日（水）
出　張　先	山形県、横浜市
出張の理由	山形県　部活動の地域移行コーディネーターについて 横浜市　地域部活動推進事業について
出　張　者 氏　名　印	遠山将吾 [redacted]　森田賢児 [redacted]　湖東秀隆 [redacted]　太田利実保 [redacted]

（出張の顛末）

（備考）

視察報告書

作成者　遠山将吾　　2023 年　8 月　31 日

会派創造浜松　参加者:遠山将吾　森田賢児　太田利実保　湖東秀隆

日　時	2023年8月29日　14時00分～15時30分
場　所	山形県(於　山形県庁)
目　的	山形県における部活動改革
内　容	山形県教育局スポーツ健康課が進める『山形県における部活動改革について』の説明を、山形県庁にて伺ってきた。山形県は、人口1,028,904人、35市町村である。県を4つの地区に分けて教育事務所を置いている。うち35市町村のうち20町村は、中学校が1校で、部活動の地域移行の進捗については都市部よりも郊外部の方が進んでいる。 県内の中学校数は、県立1校、市立93校、国立1校で生徒数は26,213人、運動部活動数1,272部、運動部活動加入率は72.8%である。 運動部活動の地域移行については、令和2年度から検討委員会を設置し、部活動改革リーフレットや説明動画などを作り啓発をしてきた。山形県における部活動改革の基本的な考え方を令和4年9月に市町村担当課長会議で提示したが、12月の国の方針の見直しもあり、修正した「山形県における部活動改革のガイドライン」を令和5年3月に策定し、周知を図っている。 令和3～4年度にはスポーツ庁の委託事業で休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究を受託、同期間において合同部活動の推進に関する実践研究も行った。 山形県の部活動改革は「地域スポーツ文化」の改革であり文化の醸成、地域スポーツ活動の再構築であると捉えている。 目的は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築、教員の働き方改革の推進としていて、部活動改革のガイドラインは教職員組合も概ね肯定的である。 休日の部活動の考え方として、部活動は平日のみ・休日は原則行わない(中体連主催大会参加は除く)という打ち出しをしたため、報道からは山形県は部活動をやらないと捉えられ誤った情報が流布されてしまった。 取り組みとして部活動の任意加入制の推進を進めているが、まだ以前からの固定観念が抜けない状況も見られる。地域での受け皿となる運営主体については、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団があり、少しずつ理解を促していて、実際に受け入れが始まっている。可能な限り早期の移行を目指すものの、移行できるところだけ実施し、移行できない・しないも選択肢として残している。 コーディネーターについては、国の補助事業を活用し設置を進めている。また、地域移行に向けた実態調査も行なっている。
所　感	部活動改革・休日部活動の地域移行について、県職員が各市町村やスポーツクラブ・少年団に出向いて説明を重ねているところに、当該事業に対する本気度を感じた。実態調査も進んでおり、保護者、生徒、クラブへの調査を行なっている。これは、本市でも早急に行なっていただきたいと以前でも議会質問で行ったところである。今回の主目的であるコーディネーター事業は、国の10分の10補助での実施で、本市でも是非実施を考えていただきたい。しかし、コーディネーターの賃金が部活の外部指導者と同額の1,600円/時間であるため、人材の確保には困難さが伴うと思われる。想定としては学校長のOBを想定していたそうである。なかには総合型地域スポーツクラブの事務局の方がコーディネーターと同様の機能をしているところもあり、一概にコーディネーターが必須ということもいえない。しかし、理想としては学校長のOBなど教育現場の実情や指導者を集めることができる広い人脈、地域との連携ができる手腕などを有した方に、新たに地域クラブを立ち上げ、NPOなどの法人として持続的に運営してもらえることであると考える。山形県の担当者も同様なことを言っていたが、現実は難しいとのこと。また、部活動の指導を継続したい教職員も活かされる環境作りも重要である。 本市においても、今後の少子化を考えると、早急に部活動の地域移行についての考え方を示し、チームが構成できないなどの課題を抱える学校については、早期の環境改善のためにも進めていくことを提言する。

山形県における
部活動改革

山形県教育局スポーツ保健課
令和5年8月29日（火）

一瞬の風になり 叶えよ君の夢—
やまがた雪未来国スポ

アジェンダ

- 山形県の概要
- 山形県内中学校の現状
- 山形県の部活動改革
- 課題と今後に向けて

一瞬の風になり 叶えよ君の夢—
やまがた雪未来国スポ

視察報告書

作成者　遠山将吾　　2023 年　8 月　31 日

会派創造浜松　参加者：遠山将吾　森田賢児　太田利実保　湖東秀隆

日 時	2023年8月30日　13時00分～14時30分
場 所	横浜県（於　横浜市役所）
目 的	横浜市における地域運動部活動推進事業
内 容	横浜市役所にて、横浜市が進める「横浜市における地域運動部活動推進事業」について、学校教育企画部・小学校企画課の方から説明をいただいた。 横浜市内には中学校146校、生徒数76,870名、運動部活動数1,946部、文化部1,179部があり、在籍部員数は61,702名を数える。部活動加入率は80.2%と高い。顧問の部活動従事割合は89.0%であり、顧問の確保には大変苦労している。顧問をやっても良いが、17時までなら可能だとか、平日はできるが土日はどうしてもできないという教職員もいる。ここを支えるための手段としても地域移行を考えている。令和3年度から民間企業による委託方式により、希望校3校で地域移行の実証研究を開始した。国の方針転換もあり、横浜市では令和7年度を目途に、地域移行を進めるための検討をしている。令和3～5年度までの取り組みとして、令和3～4年度には、3校6部活動で民間委託を実施した。その際には単独随意契約にて行い、令和3年度は1部活動あたり92,540円（7か月分）、令和4年度は1部活動あたり325,145円（12か月）で、契約額は「指導料」「事務手数料」で構成し、し指導料は4時間分として1時間分と事務手数料の中に準備に要する時間分の費用も計上されている。指導員の人件費は1,800円/時間である。令和5年度は12校15部活動で実施し、9校9部活動については公募型指名競争入札を実施した。応札があるか心配されたが各3社からの入札があった。新規は1校1部活動1入札で実施した。民間委託の実証事業は文化部が少ないが、文化部については学校側からの希望が少ないことと、教職員でも指導したいものが多いためである。指導者バンクの人材は比較的豊富である。現在の課題として、20校44部活から希望があったが、そこまでの事業を委託できなかった。担い手である企業とのマッチングなどが困難であった。今後は国が目指す姿としては、地域クラブでの活動には受益者負担を想定してるものの、現在は企業が負担をしている。参加者の声としては、概ね肯定的であるが、中には、相談しづらかったや有償なら参加しないなどの否定的な答えがあった。また、保健室を使用したいときなど、受託者だけで使えるような仕組みを警備会社も入れて調整が必要であった。 現在は教育委員会部局で進めているが、総合方地域スポーツクラブを所管する市長部局のスポーツ振興課なども動きは徐々に出てきてはいるものの、まだ、活発とはいえない。また、実施できるところとできないところが出てしまうことは十分に想定される。 大会の開催そのものも見直しを行なっており、令和8年度からは中学総体横浜市大会は、土曜日のみでの開催を目指して　横浜国立大学などの協力を仰ぐなど調整を進めている。
所 感	大都市でありながら、野球部などは1校ではチームが形成できないなど、少子化の影響を受け、全国と同様の課題があることがわかった。そのような中で、民間事業者への委託による実証研究を進めている先進都市であり、費用面や学校との連携面での実情がわかった。予算については、思ったよりも安価であると思えたが、それでも例えば年間40万円弱の金額を受益者負担とすると、20名程度が所属する部とすれば一人当たりの負担額が2万円と、比較的大きな額となる。アンケートの保護者回答の中で、有償であれば参加しないという声があったが、そこは今後も課題であるとのことだった。横浜市でも受託している株式会社リーフラスは全国展開をしているため、本市でも民間委託を進めるのであれば応札の可能性はあるとのことだった。 しかしながら、市内の学校数・部活動数が多いことから、全てを民間委託で実施することは難しく、また、国からの支援がいつまで続くのかもわからないため、制度として不安定である。また、現在の進め方では、生徒・保護者はあくまで受動的であることも課題である。本市でも地域移行を進める上で、民間企業の参画を検討する上では、非常に学びが多い視察ではあったが、都市部とは異なる環境の中で、どのくらいの民間企業が担い手と成りうるのかは不透明である。しかしながら、横浜市でも、部活動とは無関係だと思っていた企業からも声が上がったという実績もあり、実証研究として実施してみる価値は大いにあると考える。部活動の地域移行を考える上では、一つの方法だけでなく、様々な手法を取り入れ個別対応をしていく必要があることを強く感じた。

横浜市における地域運動部活動推進事業

令和５年８月
横浜市教育委員会事務局
学校教育企画部　小中学校企画課

あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA
CITY of YOKOHAMA

横浜市立中学校の状況（令和５年５月時点）

学校数：１４６校
生徒数：７６，８７０名

部活動数：運動部１，９４６部　文化部１，１７９部　合計３，１２５部

運動部在籍生徒：４４，３７５名
文化部在籍生徒：１７，３２７名
合　計　：６１，７０２名　→　**部活動加入率：８０．２%**

※土日やらなくなった場合の受け皿

教員数　：４，８０２名
顧問教員数　：４，２７５名　→　**顧問従事割合：８９．０%**

ここを支える手段としての地域移行

顧問の確保には苦労している。
-17時までなら可
-土日はX という人もいる

行政視察報告書

報告者：森田賢児



日　　時：令和５年８月２９日
場　　所：山形県
視察事項：山形県における部活動改革について

出席者：遠山将吾　森田賢児
　　湖東秀隆 太田利実保

・運動部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会(令和２年度設置)では、校長会やPTA、地域クラブなども巻き込む形で設置

・後から、改めて国の方針が示されることになるが、先行して「市町村担当会議」の開催や、地域クラブなどに対する部活動改革説明を実施

・基本的な考え方は
１．部活動の位置づけ→自主的・自発的な参加による活動＝任意加入
２．部活動改革の目的→生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境と教員の働き方改革
３．休日の部活動の考え方→平日のみで原則休日は行わない(中体連主催大会参加は除く)
４．休日のスポーツ・文化活動→活動を希望する生徒は、地域クラブ活動を自由に選択

・体制整備として、「任意加入制の推進」と「部活動数の精選」「複数顧問の配置」「合同部活動の取組み」を推進

◇新たな地域クラブ活動の環境整備について
・「検討組織の設置」「コーディネーターの配置」「関係団体の連携」を移行に向けた環境整備とし、「改革推進期間」である令和５年～7年の早期実現を目指す

・地域クラブに求めること
「社会教育活動」であるが、部活動方針に則って活動をしていくことや指導者の確保、会費の決定や保険加入、規約等の作成など

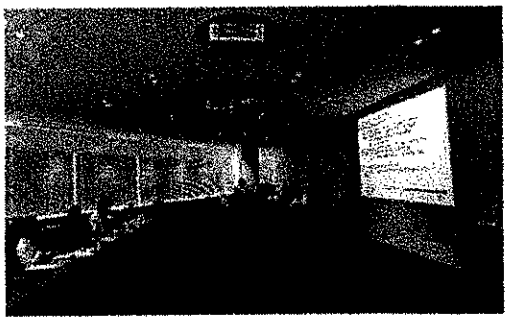
・今後に向けて、全市町村に総括コーディネーターを配置。これは元校長・元教員を想定

行政視察報告書

報告者：森田賢児

日　　時：令和５年８月３０日
場　　所：神奈川県横浜市
視察事項：横浜市における地域運動部活動推進事業

出席者：遠山将吾　森田賢児　湖東秀隆 太田利実保



・令和３年度から「民間企業による委託」により、地域移行の実証研究を開始する。

・地域運動部活動推進事業
令和３年度、令和４年度　３校６部活
単独随意契約　令和３年度決算額は１部活あたり平均92、540円(9月～翌年３月の７か月)
令和４年度決算額は１部活あたり平均325、145円(4月～翌３月の12か月)
契約額は「指導料」と「事務手数料」で構成
令和５年度、９校９部活を追加し12校１５部活
公募型指名競争入札　令和５年度の契約決定額は１部活あたり平均364、107円(6月～翌３月の10か月)
※9校9部活動については入札により事業者を決定。尚、申し込みは３社。

・現在、生徒の受け止めは良好。「技術力の向上が図られたこと」や、「効率的な練習メニューが提供された」等の意見が多くを占める

(課題)
・顧問教諭の代わりとなる担い手が集まるか
・横浜市18区のエリア、部活動の規模と種類、受託事業者の質
・使用する施設・動線、緊急時の保護者への連絡
・受益者負担額の設定など
・民間企業の担い手はいるが、今後、部活動を増やすことにより、企業が指導者を確保できるか。また市として予算を確保できるか。　←企業としては意欲が高い。
・地域スポーツクラブやプロスポーツクラブ、大学等、他の担い手について拡大できるかどうか

視察報告書

創造浜松
湖東秀隆

1. 山形県における部活動改革について

山形県教育局スポーツ保健課　村上課長より、県内の部活動改革への取り組みについて説明を受けた。

山形県内における中学校の配置状況は、各市町村に１中学校で各地区での意識に温度差はあった。そのため、令和２年度より、部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会を設置して、教職員の負担軽減や各中学校の部活動に対する生徒の考えや意向調査なども実施しながら、基本的な考え方を市町村と共有してきた。地域スポーツ少年団や保護者からの意見も聞く中で、徐々に理解を含めてきた。

その後、国スポーツ庁の委託事業に沿って、休日における部活動の段階的な地域移行に関する実践研究として、令和３年度には２校、令和３年度には４校で取り組まれた。

あわせて令和３～４年度には、合同部活動の推進に関する実践研究として、令和３～４年度にかけて、野球部における休日の取り組みなどを実施した。

その上で、令和５年３月に『山形県における部活動改革のガイドライン』を策定して、県内各中学校をはじめ、広く県民へ周知したところである。

課題として、街場の地域と中山間地域では部活動に対する意識が違い、特に少子化により中山間地域住む住民からの意見は部活動存続への危機感があるとともに、他地区での合同練習等により地域の賑わいがなくなる恐れを心配する声もあったという。しかし、地域への理解を深めるため様々な調査も実施し、地域クラブ活動への移行に向けたコーディネーターの配置など環境整備を実施したことが推進に繋がったと考える。

中学校における部活動は、地域クラブ活動と中学校での従来型部活動の２極化になることも想定されていた。先方から発言された言葉に、「生涯学習としての地域スポーツでもある」私も個人的には共感する。地域ぐるみのスポーツ振興の観点からすれば、将来的に地域ごとでの子どもたちの健全育成とともに、高齢者の健康づくりも含め教育委員会だけではなく健康福祉部やスポーツ振興の観点からも連携してこの課題を取り組むべきと考える。

横浜における地域運動部活動推進事業

教育委員会企画部　小中学校企画課

国から示された学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュールにより、令和３年度より「民間企業による委託」の実証研究を、市内中学校へ打診した中で希望された３校で開始された。

全国的に展開している民間事業者が受託されており、教職員からは時間の余裕が出来た。

との感想もアンケートに書かれていた。との教育委員会側からの報告であった。

横浜市の取り組み方法が、全国的に広がる可能性は大と思われる。他の事業所も人材確保のノウハウさえあれば、地域ごとにパート・短期就労者等の雇用先と受け止める人や週に１～３時間の余裕があるような希望者がいれば、人材確保は可能と考えられる。そうすれば、各学校からの要望と専門知識を有する指導者（資格保有者等）が要望する部活動へ送り込めるように思える。将来的には、人材派遣会社も委託業者として参入してくる可能性もある。委託金額面から推測するに、横浜市で年間３６４，０００円/人程度で、事業が成り立つことから、本市でも可能な委託事業として可能と思われる。

そのためには、選考する部活動によっては、指導者の資格や経験も重要な指導者選定条件であることから、各学校からの部活動指導者求めに柔軟な対応をしながら取りまとめするコーディネーターが重要な役割を持つ。その役割は、部活動等の良き理解者でもあり、教育委員会との連携も重要と思えることから、教育経験者（教員 OB、OG）が良いと考える。保護者との柔和も含め地域でのスポーツ活動との連携も可能である。

この２年間で、教職員の働き方改革だけでなく、地域での生涯学習との連携も模索しつつ地域の子供達の重要な存在も十分に検討して地域移行を推進していただくことを期待する。

視察報告書

報告者
創造浜松　太田　利実保

◆ 視察日程　令和５年８月２９日（火）～３０日（水）

◆ 視察先　　山形県、横浜市

◆ 視察内容

≪部活動の地域移行について≫

部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革を進めている中、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より困難となっている。

部活動に関する国の動きとしては、平成 30 年に部活動に関する総合的なガイドラインを策定、適切な運営のための体制整備、合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日等の設定などを進めることを示し、令和２年には、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に向けて、スケジュールを示しながら具体的な方策を明示した。その方策の一つが休日の部活動の段階的な地域移行であり、令和４年のガイドライン改定により、教師の部活動への関与など運営のあり方、地域クラブ活動のあり方、地域クラブ活への移行に向けた環境整備、大会等のあり方の見直しが提示された。

地域クラブへの移行については、まず休日における地域の環境整備を着実に進めること、平日の環境整備はできるところから取り組むこと、令和５年度から７年度までの３年間を改革推進期間として地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしている。

浜松市は国の動きに合わせて、平成 30 年に部活動運営方針を策定、生徒の部活動加入については自主選択制が原則となり、休養日を設け、活動時間に制限が加えられた。また、中体連、中文連、市、地域等からなる部活動検討委員会を設置し、休日の地域移行について検討を進め、モデル校を指定して指導者の確保や地域との連携などを検証している。

本年 5 月には、地域移行に向けた取組方針を策定、学校教育部、市民部、

地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる地域クラブ活動協議会を令和５年度に設置し、持続可能でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を実現する具体的な方策を検討することとした。

部活動の地域移行に向けては、スポーツ団体等受け皿の確保、指導者・活動場所等の調整の役割を担う人材の確保、保護者の費用負担などの課題があること、地域によって事情が異なるため一律の移行は難しいことなど課題は山積している。このため、先進的に地域移行への取り組みを推進している山形県及び横浜市を視察した。

≪8/29 山形県：部活動地域移行コーディネーター≫

山形県の取り組みで特徴的なものは、受け皿となる団体の育成、学校との調整など移行に向けた環境整備を図るコーディネーターを県内全市町村に配置するというもの。県内 35 市町村の内、配置済みが 14 市町村、今年度配置予定が６市町村、今後は全ての市町村に配置していく予定とのこと。コーディネーターは元教員や校長で、役割は域内の各学校部活動の状況把握、受け皿となりうる地域クラブ・指導者の把握、具体的な移行案の作成、活動場所の調整など多岐にわたる。逆に言えば、移行にあたっては多岐にわたる業務を処理しなければならず、こうしたコーディネーターの存在がなければ円滑な移行ができないとも言える。

受け皿となりうる総合型地域スポーツクラブは 60 クラブあり、各市町村に一つはクラブが存在していることや、各市町村に中学校がそれぞれ１校しかないため、地域移行を進めやすい環境は整っている。課題となる指導者の確保の点では、総合型地域スポーツクラブがあることで、その競技団体に所属する者の中から指導者を選任できるというメリット、また、教員が兼職によってクラブへ登録することで指導者を確保できているという。

こうした状況にあるものの、一律に地域移行を全ての市町村に当てはめることはしない。実際、市街地と中山間地域の違いによって移行に対する温度差があり、人口の少ない中山間地域の方が移行への意識は高い状況にあるという。地域によっては移行しない地域があっても良いし、種目ごとに移行を考えていくなど柔軟に考えているとのことであった。

≪8/30 横浜市：民間企業による委託≫

国のガイドラインが令和５年度から令和７年度までの「改革集中期間」から「改革推進期間」に変更されたことで、横浜市では、令和７年度を目途に実情に応じた地域移行について検討を進めることとしている中で、令和３年度から民間企業よる委託により地域移行の実証研究を開始した。

委託は、令和３年度に３校６部活で開始し、令和５年度に 12 校 15 部活で実施している。公募型指名競争入札により、１部活あたり平均 364,107 円で契約。この委託の実証事業を通じて、受託事業者の指導者の質はどうか、生徒・保護者、学校の理解は得られているか、学校部活動との連携はスムーズかを課題として設定し、概ね良好な結果が得られているとのこと。

今後の課題としては、部活動数を増やすことにより受託者が指導者を確保できるか、また現在の委託は原則学校内での活動であり、大会等学校外での活動を可能としなければ本来の移行とは言えないこと、さらに、民間企業だけでなく地域スポーツクラブや大学等、他の担い手に拡大できるかが挙げられていた。

〔意見等〕

国のガイドラインが令和５年度から令和７年度までの「改革集中期間」から「改革推進期間」に変更されたため、一時期の混乱は避けられ、地域の実情に応じて柔軟な対応が検討できていると感じる。

こうした中、山形県では、各市町村に存在する総合型地域スポーツクラブを受け皿としていることや、県が主導してコーディネーターを各市町村に配置して関係者との調整を図るなど地域移行を県全体で取り組んでいる。一方、横浜市では民間企業を受け皿にして地域移行への一歩を踏み出している。

このように、あくまでも地域の実情によってその手法は異なるものであり、さらに言えば、必ずしも地域移行をしなければならないというものでもない。地域によっては受け皿がないことも考えられるからである。そもそも、教職員の多忙化解消に端を発していることに加え、本来の目的であるスポーツや文化に親しむことで人間性を豊かにしていくということを第一に考えれば、地域移行は単なる手法であり、少子化が進み、集団で行うスポーツができなくなることや１校ではチームが組めないといった社会情勢が変化している中

で、部活動のあり方を見直していくことが重要な点である。

広大な市域の本市においては、一律な地域移行は難しい状況にある。過疎化が進む中山間地域では指導者の確保の問題や生徒数が少なくチームが組めないという問題もある。それぞれの地域が育んできた環境も大事にしなければならない。

現在、生徒や教員など関係者へのアンケートを実施しており、地域移行への方向性を模索中であるが、市全体としてどうするかではなく、やはり中学校区単位で考えていくことが重要ではないか。それぞれの地域の伝統を踏まえ、その地域に合った形を作り、生徒たちと地域の関係性を保っていくことが、生徒たちが将来、地域に愛着を持つことにもつながっていく。まずは、山形県のように各中学校にコーディネーターを置き、地域固有の地域移行のあり方、部活動のあり方を検討すべきであると思う。

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 8 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	9,324円	氏名	湖東 秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 9 月 5 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	9,324円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
2	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
9	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
10	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
16	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
22	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
23	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
28	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
合計				252	9,324					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 6 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	20,572円	氏　名	太田 利実保

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 9 月 7 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	12,728円	研修費	2,960円	広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	4,884円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
2	補正予算要望について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
5	勉強会、情報政策(光)	山東～元城町～山東	研修	40	1,480					
11	春野小石間隧道被災現場調査	山東～春野町豊岡～山東	会議	52	1,924					
12	中山間地域総合整備事業聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
13	船明区画整理進捗確認(イーステージ)	山東～中区中央～山東	調査	40	1,480					
14	僻地教育実情聞き取り(佐久間中)	山東～佐久間町中部～山東	調査	74	2,738					
16	車椅子ソフトボール会派勉強会(高台協働C)	山東～和合町～山東	研修	40	1,480					全協、本会議とは別 一旦帰宅後 18:00～
20	春野町杉被災現場視察	山東～春野町杉～山東	調査	66	2,442					
22	トライアルオフィス実績聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
23	創造浜松だよりについて会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
27	樹木医診断状況確認(南土木)	山東～寺島町～山東	調査	44	1,628					
29	春野未来プロジェクト傍聴(協働C)	山東～春野町杉～山東	調査	40	1,480					
合　計				556	20,572					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 6 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	20,572円	氏　名	太田 利実保

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 9 月 7 日　会派名　浜松市議会創造浜松　代表者名　遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	12,728円	研修費	2,960円	広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	4,884円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
2	補正予算要望について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
5	勉強会、情報政策(光)	山東～元城町～山東	研修	40	1,480					
11	春野小石間隧道被災現場調査	山東～春野町豊岡～山東	会議	52	1,924					
12	中山間地域総合整備事業聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
13	船明区画整理進捗確認(イーステージ)	山東～中区中央～山東	調査	40	1,480					
14	僻地教育実情聞き取り(佐久間中)	山東～佐久間町中部～山東	調査	74	2,738					
16	車椅子ソフトボール会派勉強会(高台協働C)	山東～和合町～山東	研修	40	1,480					全協、本会議とは別
20	春野町杉被災現場視察	山東～春野町杉～山東	調査	66	2,442					
22	トライアルオフィス実績聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
23	創造浜松だよりについて会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
27	樹木医診断状況確認(南土木)	山東～寺島町～山東	調査	44	1,628					
29	春野未来プロジェクト傍聴(協働C)	山東～春野町杉～山東	調査	40	1,480					
合　計				556	20,572					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 7 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	8,436円	氏　名	太田　利実保

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 9 月 7 日　会派名　浜松市議会創造浜松　代表者名　遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	5,476円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	2,960円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
7	会派視察について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
13	障害者雇用について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
14	創造浜松だよりについて会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
24	教職員の働き方等課題聞き取り（教育会館）	山東～東三方町～山東	調査	32	1,184					監査委員と別
27	古民家の活用について現地調査	山東～春野町川上～山東	調査	76	2,812					
合　計				228	8,436					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 8 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	11,026円	氏　名	太田　利実保

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 9 月 7 日　会派名　浜松市議会創造浜松　代表者名　遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	6,586円	研修費	1,480円	広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	2,960円

日	活動内容	行　程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備　考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
4	創造浜松だよりについて会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480	〃				
6	勝坂神楽伝承事業視察	山東～春野町豊岡～山東	調査	66	2,442	〃				
23	春野町杉地滑り現地調査	山東～春野町杉～山東	調査	66	2,442	〃				
24	災害対応について会派勉強会	山東～元城町～山東	研修	40	1,480	〃				
25	意見書について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480	〃				
28	自殺対策等について聞き取り（保健所）	山東～鴨江～山東	調査	46	1,702	〃				
合　計				298	11,026	〃				

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

(19)

調 査 研 究 費

７３３，６５６円

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 9 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	16,021円	氏名	湖東 秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 10 月 11 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	16,021円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
2	地域要望に関する調査	於呂～笠井～於呂	調査	24	888					道路拡幅地権者訪問
3	地域要望に関する調査	於呂～渡ヶ島～於呂	調査	7	259					総合防災訓練会場見学
4	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
5	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
7	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
10	地域要望に関する調査	於呂～天竜区杉本～於呂	調査	24	888					林業作業道調査
12	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
13	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
14	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
14	地域要望に関する調査	於呂～都田～於呂	調査	18	666					
21	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
25	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
26	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
27	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
合計				433	16,021					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 9 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	8,880円	氏　名	太田　利実保

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 10 月 20 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	4,440円	研修費	2,960円	広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	1,480円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
4	県盛り土条例について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
5	メンタルヘルスについて聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
6	不登校について会派勉強会	山東～元城町～山東	研修	40	1,480					
12	空き家対策について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
15	少子化対策について会派勉強会	山東～元城町～山東	研修	40	1,480					
22	意見書について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
合　計				240	8,880					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

(2)

（様式６）

旅　費　支　払　証　明　書

出張年月日	令和５年１０月３１日
出張先（目的）	東京都

出張者氏名	森田賢児			

旅　費　額　内　訳

項　目	金　額	備　考
交通費	１５，９２１円	詳細は下記および別紙添付 ③
日　当	１，５００円	@ 1,500円×1人×1日 ④
交通費	２，１８９円	タクシー代 ⑤ 時間の関係でタクシー使用
	円	
	円	
合　計	１９，６１０円	

金　額		百	拾	万	千	百	拾	円
				1	9	6	1	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和５年　１１月　６日

会　派　名　　浜松市議会創[redacted]

代　表　者　　遠山　将吾[redacted]

〈詳細〉

（様式６）

〈別紙　領収書添付欄　1〉

③

領　収　書

Receipt

創造浜松　様

領収年月日　2023.10.31　登録番号：T3180001031569

金　額　¥15,820（消費税等込み）　税10%

〔クレジット扱い〕

購入商品　ＪＲ乗車券類

（20184　4枚）

東海旅客鉄道株式会社

浜松駅ＭＶ８発行　30185-02

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

（内、ポイント79）

③

創造浜松

領収書

ご利用ありがとうございます。

この領収書は大切に保存してください。

お取引内容：きっぷ　¥130※

上記金額を領収いたしました。

※　課税10%対象

ご利用日時　2023年10月31日

時刻　20時35分

伝票番号：91893

東京地下鉄株式会社

登録番号：T4010501022810

渋谷山王駅　券01発行

⑤

お忘れ物は当社へ

山三交通株式会社

東京都江東区南砂１　２７－１５

TEL 03-3647-8674

登録番号 T8010601022120

創造浜松

領　収　書

（クレジットカード支払）

No.2381

日付' 23年10月31日

車番　10161　000

メータ運賃　¥2,200-

合計金額　¥2,200-

消費税率　10%

お忘れ物は当社へ

山三交通株式会社

東京都江東区南砂１　２７－１５

TEL 03-3647-8674

登録番号 T8010601022120

ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ売上票

（お客様控）

No.2381

車番　10161　000

御利用日.2023/10/31　17:41:32

取引内容.［売上］

支払区分.一括

商品区分.240

有効期限.XX/XX

伝票番号.01482

承認番号.0019307

端末番号.9966158048447

ｶｰﾄﾞ会社.

ﾋﾞｻﾞ/ﾏｽﾀｰ

会員番号.XXXXXXXXXXX2006　IC

加盟店名.ﾔﾏｻﾝｺｳｿｳ

電話番号.03-3647-5698

情報処理センター.クレヒコD

KIDコード.104

ｶｰﾄﾞｼｰｹﾝｽ番号.01

ATC.00044

AID.VISACREDIT

A0000000031010

メータ運賃　¥2,200-

合計金額　¥2,200-

(Card Purchase)

（内、ポイント11）

浜松やらまいか交流会2023　会費
会費：5,000円（1名・計5,000円）

●10/26(木)までに議会総務課へお願いします

会派	氏名	第1部出欠	第2部出欠	会費集金チェック
創造浜松	森田　賢児	○	○	10/13 ✓
	出席	1	1	
	欠席	0	0	
	計	1	1	

会費は個人負担

浜松やらまいか交流会2023 出欠確認

議長公務	戸田 誠	○	○

会派	氏名	第1部出欠	第2部出欠
創造浜松	遠山 将吾	×	×
創造浜松	森田 賢児	○	○
創造浜松	太田 利実保	×	×
創造浜松	湖東 秀隆	×	×
創造浜松	関 イチロー	×	×
	出席	1	1
	欠席	4	4
	計	5	5

（様式８）

令和５年　１０月３１日

会派名　　浜松市議会創造浜松
代表者　　遠山　将吾　　様

会派名　　浜松市議会創造浜松
氏　名　　遠山　将吾　[redacted]

出　張　届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

１　出張者
　　森田賢児

２　期間及び出張先
　　１０月３１日（火）　東京都

３　目的
　　やらまいか交流会

視察依頼書送付願

令和　年　月　日

浜松市議会議長　様

会 派 名　　浜松市議会創造浜松
代表者氏名　　遠山 将吾　　㊞

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

（様式 10）

令和５年１１月　５日提出

（あて先）　会派名　浜松市議会創造浜松
代表者　遠山　将吾

報　告　書

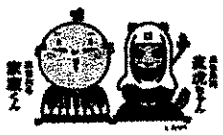
出張年月日	令和５年１０月３１日（火）
出　張　先	東京都（ANA インターコンチネンタルホテル東京）
出張の理由	やらまいか交流会出席のため
出　張　者 氏　名　印	森田賢児 [redacted]

（出張の顛末）
18 時より中野市長による市政報告が行われる。
18 時半頃から交流会が開始される。
出展ブースを一通りまわる中で、各出展者から話を聞く。
その後、朝月副市長（当日は就任前）を始め、本市ブースを出展していた都市整備部長などと本会の受け止め、都市の在り方、産業振興などについて意見交換した。

（備考）

浜松やらまいか交流会2023

市政報告

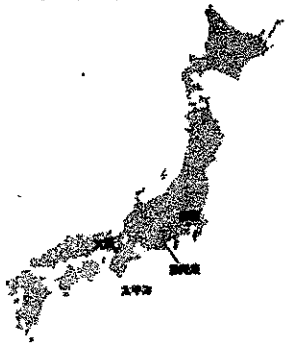


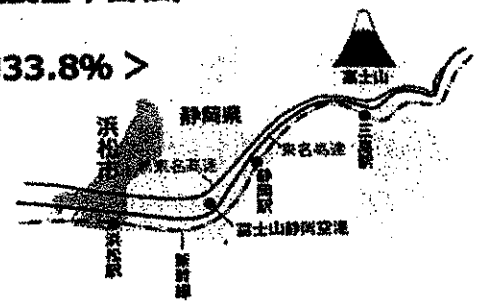
令和５年10月３１日

浜松市長　中野 祐介

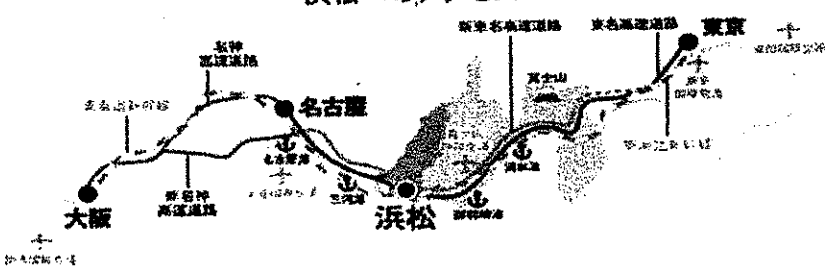
浜松市の人口・面積

人口：790,580人　（2023年4月1日現在 出典：住民基本台帳）
面積：1,558.06Km²（全国第2位）
市域に占める森林面積の割合 65.2%＜指定都市平均33.8%＞
第１次産業人口割合 4.0%＜指定都市平均1.0%＞





浜松へのアクセス

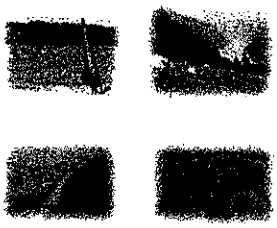


浜松のポテンシャル

3

① 豊かな自然環境

- 伊豆より大きな市域に山、川、湖、海あらゆる自然がある
- 豊かな開放空間



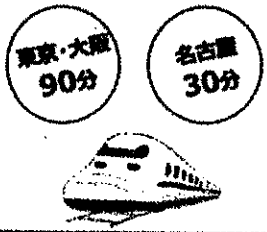
② 中部地方第二の都市

- 中部地方で名古屋に次ぐ第二の都市（80万人）
- 基本的な都市機能は完備都市から来られた方が不便さを感じない



③ 良好な交通アクセス

- 大都市圏へのアクセスの良さ
- 二拠点居住、二拠点活動にもってこい



④ 寛容な風土・市民性

- 「よそ者」に寛容で、開放的
- 産業の功労者も市外出身
- 多くの市外出身者によるベンチャーコミュニティ
- 外国人は重要なパートナー



浜松は日本一暮らしやすい街

幸福度ランキング・健康寿命

4

政令指定都市 幸福度ランキング

日本総研が、どの都市が幸福度が高いかを47の指標で分析

2018年:総合第１位　2020年:総合第２位　2022年:総合第１位

健康寿命

厚生労働省の研究班が、3年に一度、政令指定都市・特別区の健康寿命を調査

2010年,2013年,2016年　男女とも３期連続１位

2019年　男性４位　女性４期連続１位

⇩

日本一市民が健康で幸福に暮らせる街

浜松やらまいか交流会2023

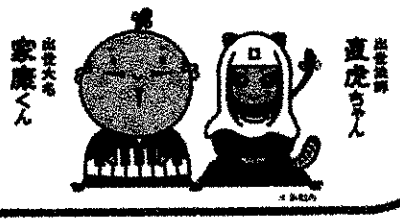
【日　時】
令和５年10月31日（火）　18：00～20：15

【会　場】
ＡＮＡインターコンチネンタルホテル東京（地下１階　プロミネンス）

次　第

18：00～　［第１部］　市政報告会

18：35～　［第２部］　懇親会
① 開会
② 市長挨拶
③ 来賓紹介
④ 浜松市やらまいか大使紹介
⑤ 鏡開き・乾杯
⑥ 閉会



■『やらまいか』とは
当市を象徴する言葉として『やらまいか』という方言があります。これは「やってみよう」「やってやろうじゃないか」を意味し、新しいことに果敢にチャレンジする精神を表します。市民に根付く『やらまいか精神』により、当市から、音楽や自動車産業、光・電子産業など、数々の世界を代表する企業を輩出してきました。



Instagramで市内の魅力的なスポットや食の旬な情報を発信しています！

HAMAMATSU.JAPAN
（観光情報）

HAMAMATSU_NOURIN
（農林水産・食の旬な情報）

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 10 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	12,025円	氏　名	湖東　秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 11 月 7 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	12,025円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
3	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
5	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
10	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
16	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
17	地域要望に関する調査	於呂～平口～元城～於呂	調査	37	1,369					
19	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
23	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
26	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
31	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
合　計					12,025					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給